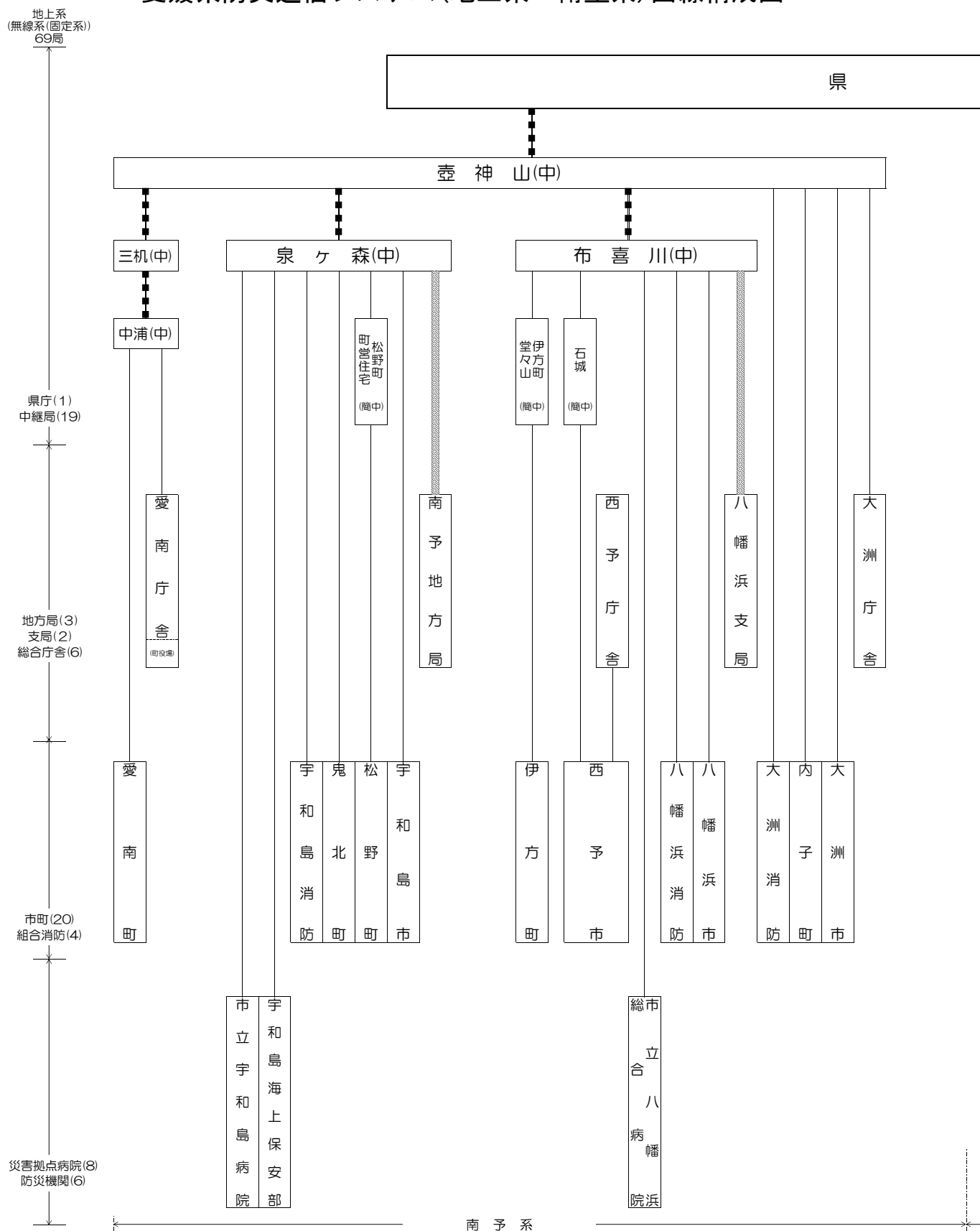
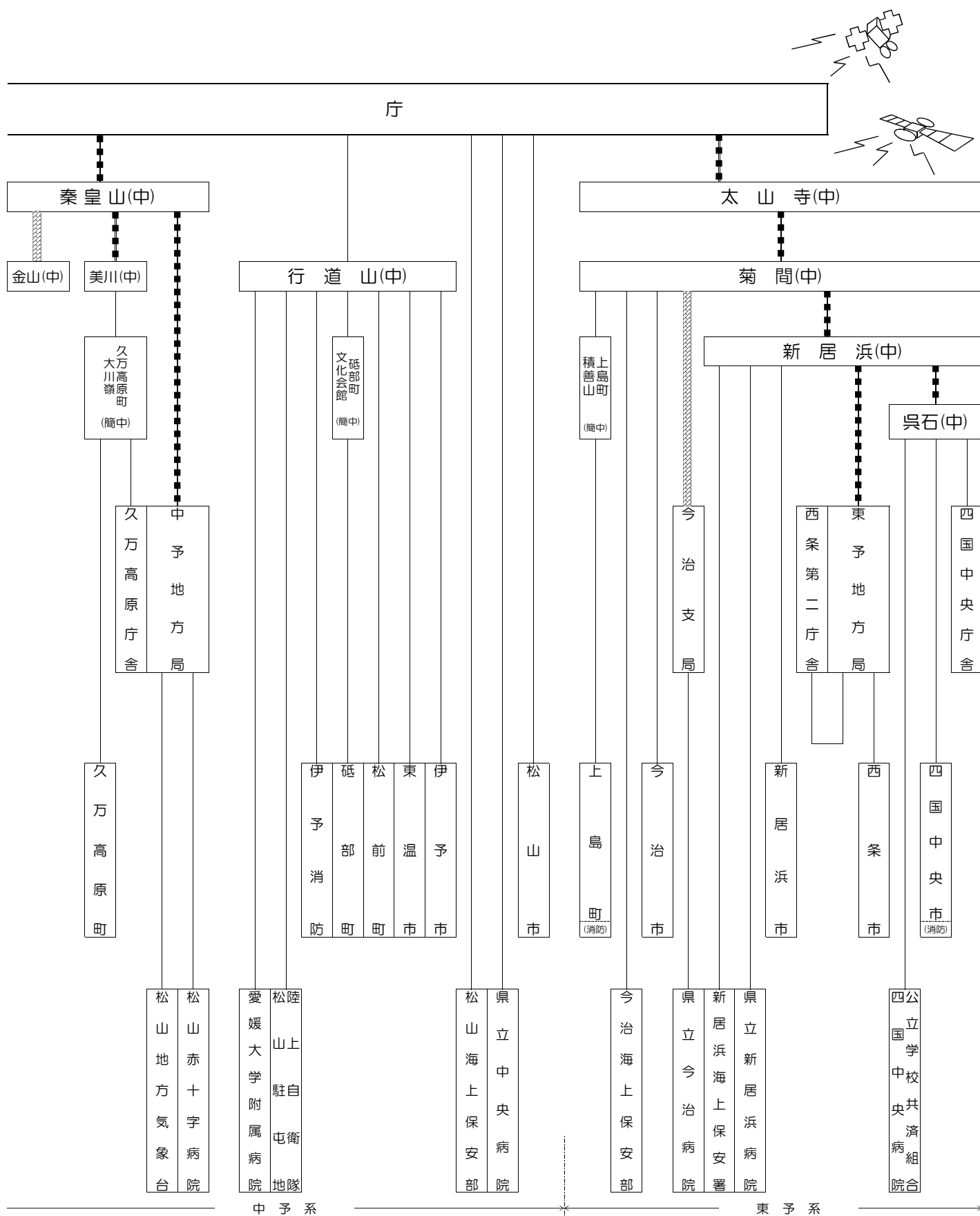


第7 通 信

愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図



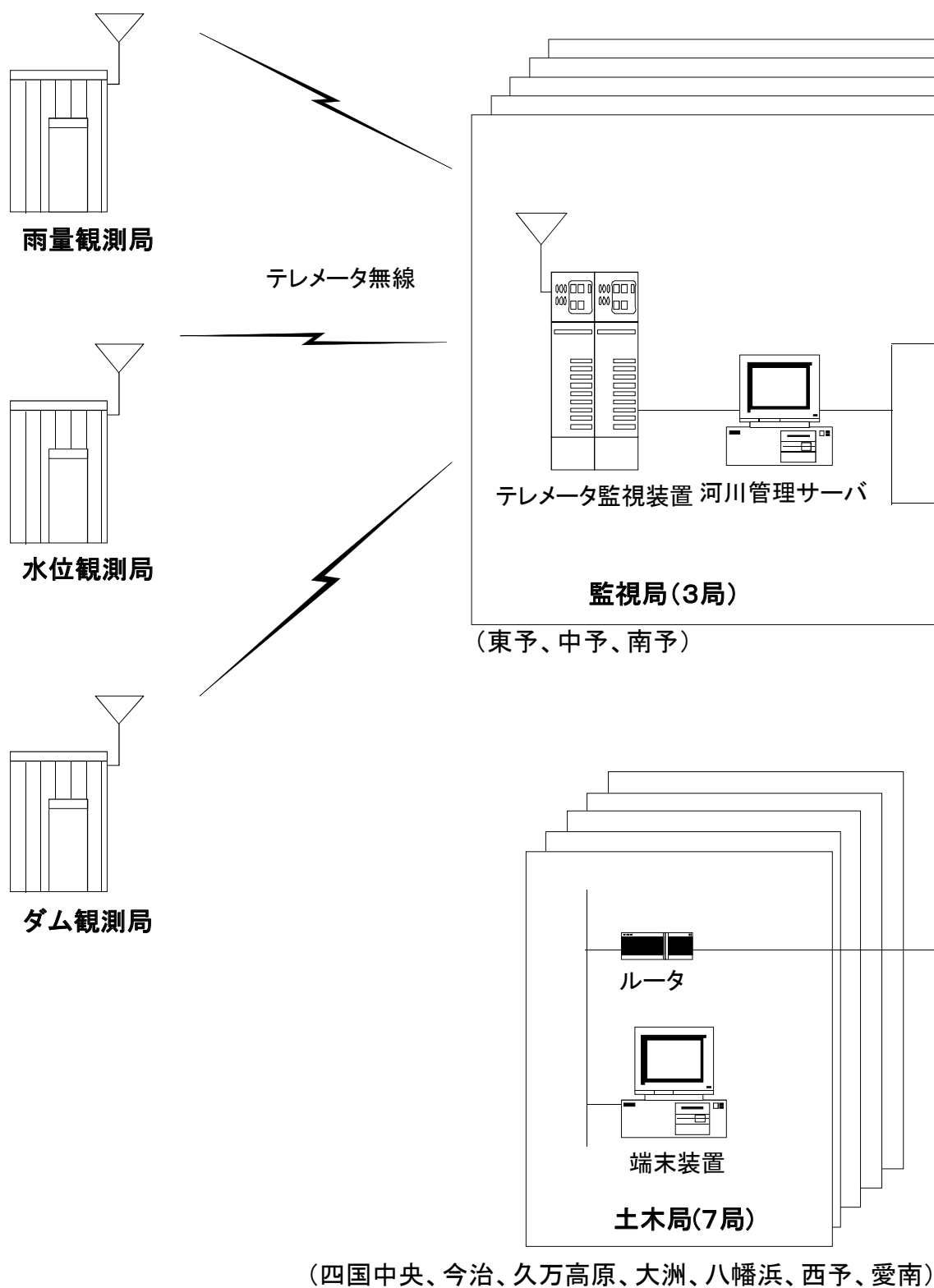
連 絡 施 設



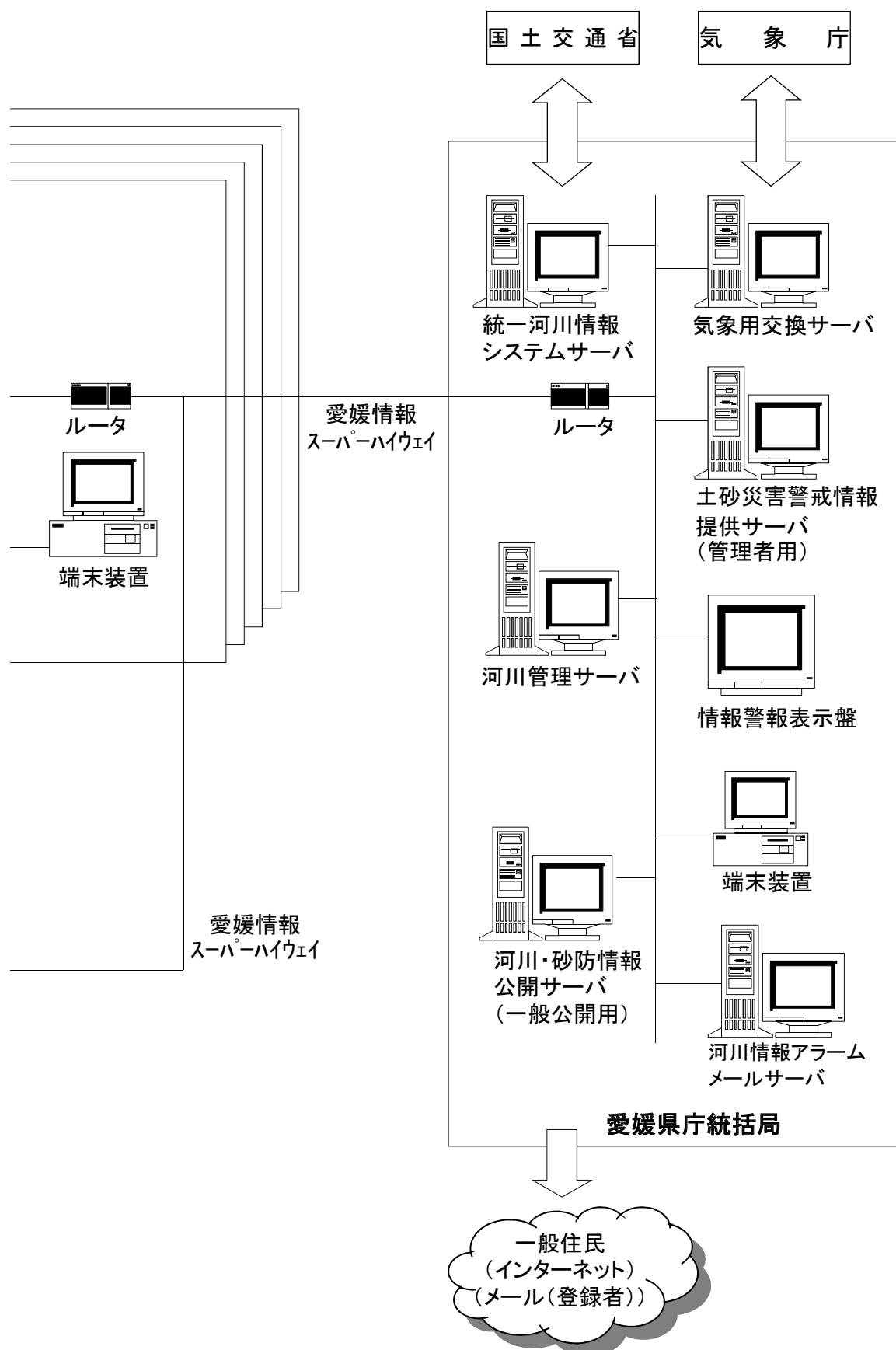
中予系

東予系

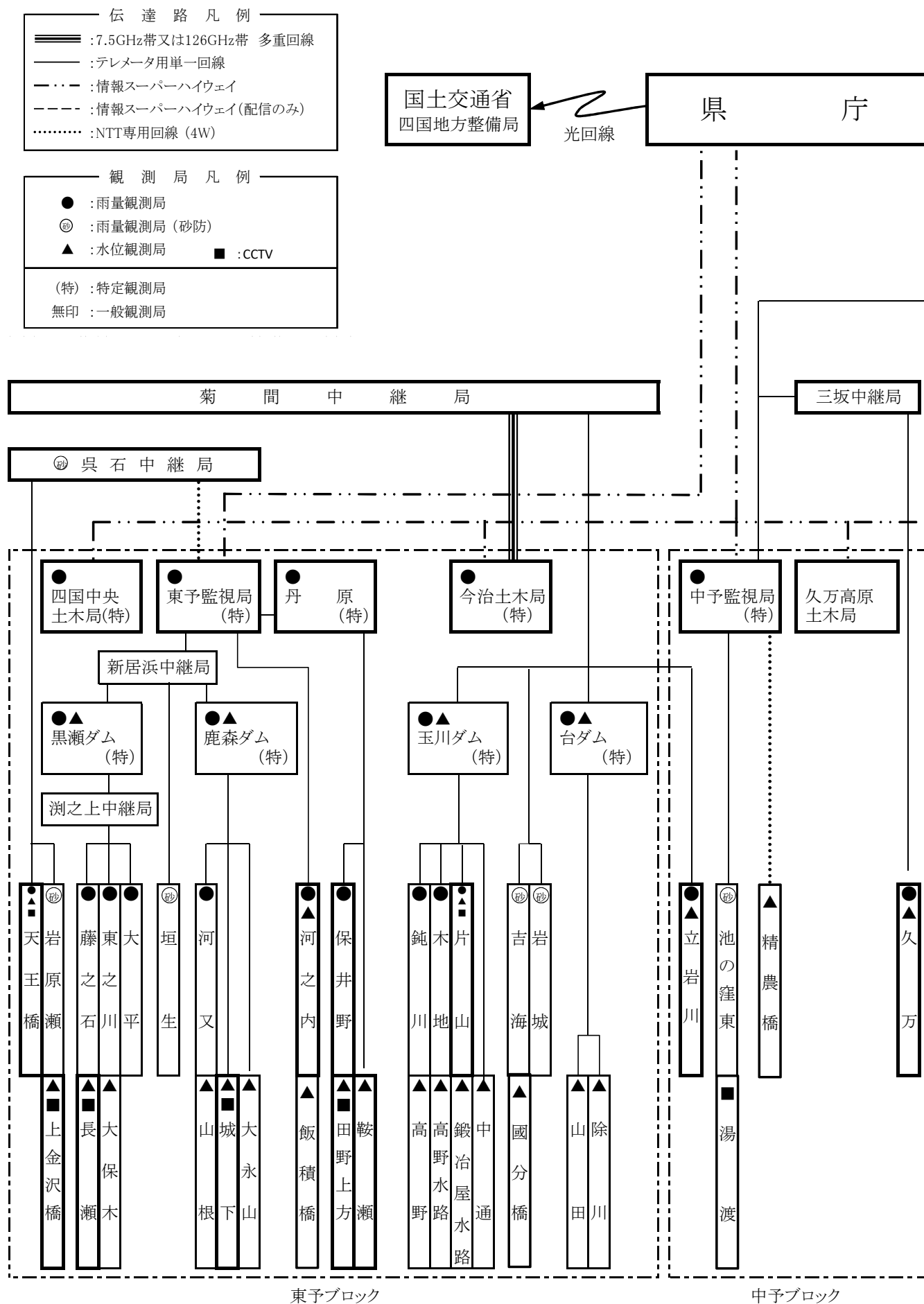
愛媛県河川等情報システム／土砂災害情報



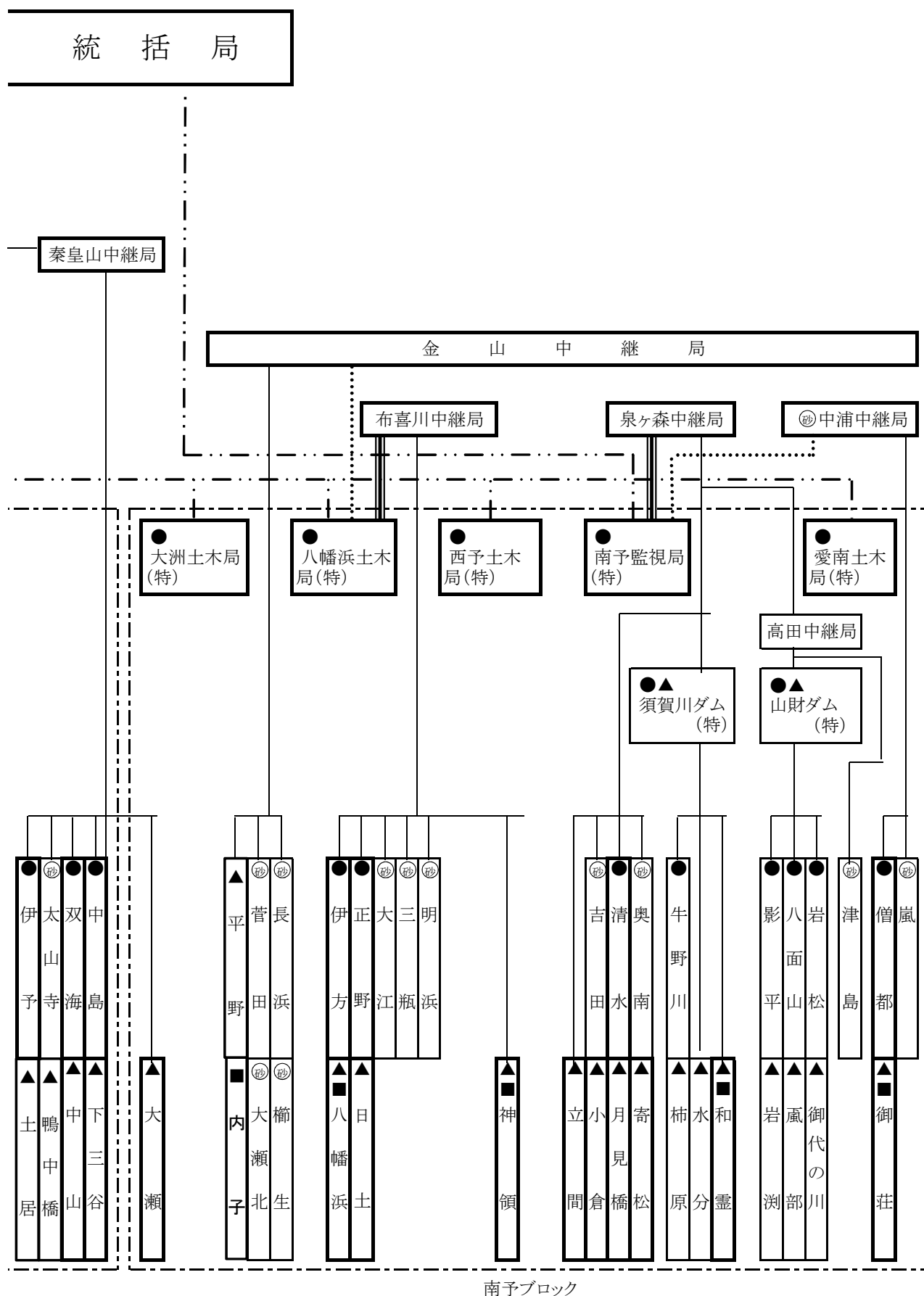
相互通報システム 全体システム構成図



愛媛県河川等情報



システム回線構成図



第 8 洪水予報文例、洪水予報作業用紙

正規

肱川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)

肱川洪水予報第〇号
洪水警戒報(発表)
令和〇年〇月〇日〇時〇〇分
おおぞ かせん こくどう じむしょ まつやまらほう せしやうだい
大洲河川国道事務所・松山地方気象台 共同発表

(見出し)
肱川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】肱川の^{おおぞ かせん}大洲第二基準観測所(大洲市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

肱川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新		新着	
基準観測所		大洲第二	
対象河川		肱川	矢落川
新着・更新	警戒レベル()相当	2	
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	
	予測水位		
新着	大洲市	2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/po/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
肱川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

(水位または流量)		〇〇日						
基準観測所	水位 (m)	〇〇現在	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測
		〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇
警戒レベル2相当								
大洲第二 (大洲市)	氾濫危険水位 7.10 m							
	避難判断水位 5.40 m							
	氾濫注意水位 3.80 m							
	ゼロ点高 EL=9.61 m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	大洲第二 基準観測所 大洲市		
受け持ち区間	肱川 左岸 大洲市柚木字尾坂358 番の1地先から海（河口）ま で 右岸 大洲市柚木字富士897 番の1地先から海（河口）ま で		
	肱川 左岸 大洲市新谷甲394番の9 地先（新谷）から幹川合流点 （本川合流点）まで 右岸 大洲市新谷甲343番の2 地先（新谷）から幹川合流点 （本川合流点）まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.508055600/lon:132.545000000/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8808800100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.545000000&y=33.508055600&z=13
------	---



今後の雨
（解析雨量・
降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 大洲河川国道事務所 工務第一課 電話：0893-24-5188

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

正規

重信川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)

重 信 川 洪 水 予 報 第 ○ 号
 洪 水 注 意 報 (発 表)
 令 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 ○ ○ 時 ○ ○ 分
まつやま かせん こくどう じむ しよ まつやま ちほう きしやう だい
 松山河川国道事務所・松山地方気象台 共同発表

(見出し)

重信川 では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】重信川の出合基準観測所(伊予郡松前)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

重信川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)		
新 着 ・ 更 新	新着・更新	〇〇
	基準水位観測所名	出合
	対象河川	重信川
	警戒レベル()相当	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)
	予測水位	
新着	松山市	2
新着	伊予市	2
新着	東温市	2
新着	伊予郡松前町	2
新着	伊予郡砥部町	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
重信川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

(水位または流量)		〇〇日 〇〇現在	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測	〇〇予測
基準観測所	水位 (m)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
警戒レベル 2 相当								
出合 (伊予郡松前町)	氾濫危険水位 5.10 m							
	避難判断水位 4.60 m							
	氾濫注意水位 3.00m							
	ゼロ点高 EL=4.09m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	出合 基準観測所		
	伊予郡松前町		
受け持ち区間	重信川		
	左岸 東温市下林から海まで 右岸 東温市見奈良から海まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.804256/lon:132.723083/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8808700100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.72531509399417&y=33.80568219857369&z=13
------	---



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 松山河川国道事務所 工務第一課 電話：089-972-0206

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

第9 水防警報、水防情報の発表様式

正規

水防警報（待機）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
国土交通省 大洲河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

ひじかわ おおずだいに
肱川の大洲第二基準観測所 水防機関待機

(現況)

ひじかわ おおずだいに おおずし
肱川の大洲第二基準観測所（大洲市）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分現在 〇.〇〇mです。

(発表)

水防機関は待機してください。

(水防警報発表状況)

大洲河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準観測所	大洲第二	新谷
	対象河川	肱川	矢落川
	水防警報発表状況	待機	解除
新着	大洲市	待機	解除

(参考)

大洲第二 大洲第二基準観測所（大洲市）

（受け持ち区間は 肱川左岸：大洲市柚木字尾坂358番地の1地先から海（河口）まで、右岸：大洲市柚木字富士897番地の1地先から海（河口）まで）

☐ 水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2257000007
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.545000000&y=33.508055600&z=13
------	---

正規

水防警報（待機）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
国土交通省 大洲河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

矢落川^{やおちがわ}の新谷基準観測所^{にいや} 水防機関待機

(現況)

矢落川^{やおちがわ}の新谷基準観測所^{にいや}（大洲市^{おおずし}）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分 現在
〇.〇〇mです。

(発表)

水防機関は待機してください。

(水防警報発表状況)

大洲河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新		新着
	基準観測所	大洲第二	新谷
	対象河川	肱川	矢落川
	水防警報発表状況	解除	待機
新着	大洲市	解除	待機

(参考)

新谷 新谷基準観測所（大洲市）

（受け持ち区間は 矢落川左岸：大洲市新谷字山口乙1598番の1地先（金刀比羅橋下流約100m）から大洲市新谷甲394番地の9地先（稲田橋下流約250m）まで、右岸：大洲市新谷字定行丙27番の1地先（金刀比羅橋下流約100m）から大洲市新谷甲343番地の2地先（稲田橋下流約250m）まで）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2257000008
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.599444400&y=33.535833300&z=13
------	---

正規

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

しげのぶがわ であい
重信川の出合基準観測所 水防機関出動

(現況)

しげのぶがわ であい いよぐんまさきちょう
重信川の出合基準観測所（伊予郡松前町）の水位は、〇〇日 〇〇時 〇〇分現在 〇〇mです。

(発表)

水防機関は出動してください。

(水防警報発表状況)

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新		〇〇
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況		出動
新着	松山市		出動
新着	伊予市	-	出動
新着	東温市	-	出動
新着	伊予郡松前町	-	出動
新着	伊予郡砥部町	-	出動

(参考)

出合 出合基準観測所（伊予郡松前町）

（受け持ち区間は 重信川左岸：東温市下林から海、右岸：東温市見奈良から海）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900006
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suihoumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.725391700&y=33.805683300&z=13
------	---

正規

水防警報（情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

しげのぶがわ であい
重信川の出合基準観測所 水防機関情報

(現況)

しげのぶがわ であい いよぐんまさきちょう
重信川の出合基準観測所（伊予郡松前町）の水位は、〇〇日〇〇時
〇〇分現在〇. 〇mです。

(発表)

水防機関は厳重に警戒してください。

(水防警報発表状況)

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新		〇〇
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況		情報
新着	松山市		情報
新着	伊予市	-	情報
新着	東温市	-	情報
新着	伊予郡松前町	-	情報
新着	伊予郡砥部町	-	情報

(参考)

出合 出合基準観測所（伊予郡松前町）

（受け持ち区間は 重信川左岸：東温市下林から海、右岸：東温市見奈良から海）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900006
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.725391700&y=33.805683300&z=13
------	---

正規

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

石手川の湯渡基準観測所 水防機関出動

(現況)

石手川の湯渡基準観測所（松山市）の水位は、〇〇日 〇〇時 〇〇分 現在〇〇mです。

(発表)

水防機関は出動してください。

(水防警報発表状況)

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	〇〇	
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況	出動	
新着	松山市	出動	
	伊予市	-	
	東温市	-	
	伊予郡松前町	-	
	伊予郡砥部町	-	

(参考)

湯渡 湯渡基準観測所（松山市）

（受け持ち区間は 石手川左岸：松山市朝生田町4丁目から幹川合流点、右岸：松山市和泉北1丁目から幹川合流点）

☐ 水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900005
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.791150000&y=33.841969400&z=13
------	---

正規

水防警報（情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

いしでがわ ゆわたり
石手川の湯渡基準観測所 水防機関情報

(現況)

いしでがわ ゆわたり まつやまし
石手川の湯渡基準観測所（松山市）の水位は、〇〇日 〇〇時 〇〇分
現在〇. 〇mです。

(発表)

水防機関は厳重に警戒してください。

(水防警報発表状況)

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	〇〇	
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況	情報	
新着	松山市	情報	
	伊予市	-	
	東温市	-	
	伊予郡松前町	-	
	伊予郡砥部町	-	

(参考)

湯渡 湯渡基準観測所（松山市）

（受け持ち区間は 石手川左岸：松山市朝生田町4丁目から幹川合流点、右岸：松山市和泉北1丁目から幹川合流点）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900005
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.791150000&y=33.841969400&z=13
------	---

金 生 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	上金沢橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 四国中央市金田町半田（飼谷橋上流 130m）から 河口（西新橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	上金沢橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 四国中央市金田町半田（飼谷橋上流 130m）から 河口（西新橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	上金沢橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.50m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 四国中央市金田町半田（飼谷橋上流 130m）から 河口（西新橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	上金沢橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 四国中央市金田町半田（飼谷橋上流 130m）から 河口（西新橋）までの 水防警報を解除します。

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛媛県発表

区 分	本 文
1 待 機	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 四国中央市土居町上野（熊谷橋）から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報〔洪水〕】
2 準 備	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 四国中央市土居町上野（熊谷橋）から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報〔洪水〕】
3 出 動	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（1.70m）を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 四国中央市土居町上野（熊谷橋）から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】
4 解 除	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。 四国中央市土居町上野（熊谷橋）から 河口までの 水防警報を解除します。

国 領 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	城下地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 新居浜市角野新田町三丁目（新田橋）から 新居浜市新須賀町四丁目（新高橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	城下地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 新居浜市角野新田町三丁目（新田橋）から 新居浜市新須賀町四丁目（新高橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	城下地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.00m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 新居浜市角野新田町三丁目（新田橋）から 新居浜市新須賀町四丁目（新高橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	城下地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 新居浜市角野新田町三丁目（新田橋）から 新居浜市新須賀町四丁目（新高橋）までの 水防警報を解除します。

渦 井 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	飯積橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	飯積橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	飯積橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（新居浜市（2.10m））を () m (西条市 (2.50m)) 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	飯積橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防警報を解除します。

加 茂 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	長瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	長瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	長瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位 (3.80m) を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	長瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの 水防警報を解除します。

中 山 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	田野上方地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	田野上方地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	田野上方地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位 (1.50m) を () m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、 西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	田野上方地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防警報を解除します。

蒼 社 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	片山地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 今治市玉川町法界寺（永代橋上流 300m）から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	片山地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 今治市玉川町法界寺（永代橋上流 300m）から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	片山地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.40m）を () m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、 今治市玉川町法界寺（永代橋上流 300m）から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	片山地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 今治市玉川町法界寺（永代橋上流 300m）から 河口までの 水防警報を解除します。

立 岩 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	立岩川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	立岩川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	立岩川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位 (1.80m) を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	立岩川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防警報を解除します。

石 手 川（ 上 流 ）

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	湯渡地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 松山市高野町（市之井手橋）から 松山市朝生田町四丁目 995 番 2 地先までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	湯渡地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 松山市高野町（市之井手橋）から 松山市朝生田町四丁目 995 番 2 地先までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	湯渡地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（4.90m）を () m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、 松山市高野町（市之井手橋）から 松山市朝生田町四丁目 995 番 2 地先までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	湯渡地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 松山市高野町（市之井手橋）から 松山市朝生田町四丁目 995 番 2 地先までの 水防警報を解除します。

小 野 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	精農橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目（石手川合流点）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	精農橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目（石手川合流点）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	精農橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.30m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目（石手川合流点）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	精農橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目（石手川合流点）までの 水防警報を解除します。

大 谷 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	下三谷地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 伊予市上三谷乙 38 番 3 地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	下三谷地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 伊予市上三谷乙 38 番 3 地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	下三谷地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位 (1.20m) を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 伊予市上三谷乙 38 番 3 地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	下三谷地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 伊予市上三谷乙 38 番 3 地先から 河口までの 水防警報を解除します。

久 万 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	久万地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先（唐子川合流点）から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先（仁淀川合流点）（左岸）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	久万地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先（唐子川合流点）から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先（仁淀川合流点）（左岸）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	久万地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.60m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先（唐子川合流点）から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先（仁淀川合流点）（左岸）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	久万地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先（唐子川合流点）から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先（仁淀川合流点）（左岸）までの 水防警報を解除します。

小 田 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	内子地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 喜多郡内子町知清（知清橋上流 350m）から 喜多郡内子町宿間（左岸）及び大久喜（右岸）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	内子地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 喜多郡内子町知清（知清橋上流 350m）から 喜多郡内子町宿間（左岸）及び大久喜（右岸）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	内子地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（3.00m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 喜多郡内子町知清（知清橋上流 350m）から 喜多郡内子町宿間（左岸）及び大久喜（右岸）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	内子地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 喜多郡内子町知清（知清橋上流 350m）から 喜多郡内子町宿間（左岸）及び大久喜（右岸）までの 水防警報を解除します。

肱 川（ 菅 田 ～ 鹿 野 川 ）

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	大川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 大洲市肱川町宇和川 760 番 4 地先（鹿野川大橋上流 60m）から 大洲市柚木字尾坂 358 番の 1 地先（富士橋下流 30m）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	大川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 大洲市肱川町宇和川 760 番 4 地先（鹿野川大橋上流 60m）から 大洲市柚木字尾坂 358 番の 1 地先（富士橋下流 30m）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	大川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（4.50m）を () m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、 大洲市肱川町宇和川 760 番 4 地先（鹿野川大橋上流 60m）から 大洲市柚木字尾坂 358 番の 1 地先（富士橋下流 30m）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	大川地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 大洲市肱川町宇和川 760 番 4 地先（鹿野川大橋上流 60m）から 大洲市柚木字尾坂 358 番の 1 地先（富士橋下流 30m）までの 水防警報を解除します。

喜 木 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	日土地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 八幡浜市日土町（出石川合流点）から 海（河口）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	日土地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 八幡浜市日土町（出石川合流点）から 海（河口）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	日土地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.10m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 八幡浜市日土町（出石川合流点）から 海（河口）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	日土地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 八幡浜市日土町（出石川合流点）から 海（河口）までの 水防警報を解除します。

千 丈 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	八幡浜地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 八幡浜市郷（新開橋上流 240m）から 河口（沖の橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	八幡浜地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 八幡浜市郷（新開橋上流 240m）から 河口（沖の橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	八幡浜地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.00m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 八幡浜市郷（新開橋上流 240m）から 河口（沖の橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	八幡浜地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 八幡浜市郷（新開橋上流 240m）から 河口（沖の橋）までの 水防警報を解除します。

肱 川（ 野 村 ）

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	荒瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西予市野村町野村字デガノ 8 号 3 番地先（新天神橋上流 500m）から 西予市野村町蔵良 126 番地先（権現橋下流 500m）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	荒瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西予市野村町野村字デガノ 8 号 3 番地先（新天神橋上流 500m）から 西予市野村町蔵良 126 番地先（権現橋下流 500m）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	荒瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（4.40m）を () m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、 西予市野村町野村字デガノ 8 号 3 番地先（新天神橋上流 500m）から 西予市野村町蔵良 126 番地先（権現橋下流 500m）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	荒瀬地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 西予市野村町野村字デガノ 8 号 3 番地先（新天神橋上流 500m）から 西予市野村町蔵良 126 番地先（権現橋下流 500m）までの 水防警報を解除します。

肱 川（宇和）

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	神領地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	神領地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	神領地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（3.00m）を () m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、 西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	神領地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m となり、引き続き減少する見込みです。 西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防警報を解除します。

立 間 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	立間地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流 70m）から 河口（長栄橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	立間地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流 70m）から 河口（長栄橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	立間地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（1.97m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流 70m）から 河口（長栄橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	立間地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流 70m）から 河口（長栄橋）までの 水防警報を解除します。

須 賀 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	和霊地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市柿原（須賀川ダム下流 90m）から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	和霊地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市柿原（須賀川ダム下流 90m）から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	和霊地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.50m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 宇和島市柿原（須賀川ダム下流 90m）から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	和霊地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 宇和島市柿原（須賀川ダム下流 90m）から 河口までの 水防警報を解除します。

来 村 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	寄松地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	寄松地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	寄松地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位 (2.02m) を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	寄松地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの 水防警報を解除します。

岩 松 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	岩渕地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	岩渕地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	岩渕地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.94m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	岩渕地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防警報を解除します。

三 間 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	月見橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市三間町則 67 番 1 地先（西谷橋）から 北宇和郡鬼北町大字出目 226 番地先までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	月見橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 宇和島市三間町則 67 番 1 地先（西谷橋）から 北宇和郡鬼北町大字出目 226 番地先までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	月見橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.00m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 宇和島市三間町則 67 番 1 地先（西谷橋）から 北宇和郡鬼北町大字出目 226 番地先までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	月見橋地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 宇和島市三間町則 67 番 1 地先（西谷橋）から 北宇和郡鬼北町大字出目 226 番地先までの 水防警報を解除します。

広 見 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	小倉地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	小倉地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	小倉地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（4.80m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	小倉地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防警報を解除します。

僧 都 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	御荘地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先（大道橋）から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
2 準 備	御荘地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、なお増水する見込みです。 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先（大道橋）から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】
3 出 動	御荘地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、氾濫注意水位（2.20m）を () m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先（大道橋）から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】
4 解 除	御荘地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m に達し、引き続き減少する見込みです。 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先（大道橋）から 河口までの 水防警報を解除します。

第 10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図

石手川の例（避難判断水位情報発表様式）

正規

いしてがわ 石手川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
まつやまかせんこくどうじむしょ えひめけん
国土交通省 松山河川国道事務所 愛媛県 共同発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。石手川の湯渡基準観測所（松山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位（5.30m）に到達しました。
市区町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

石手川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）		
新着・更新		〇〇
基準観測所		湯渡
対象河川		石手川
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	
	現況水位	
	松山市	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

石手川 湯渡基準観測所（松山市）

（受け持ち区間は 石手川左岸：松山市高野町（市之井手橋）から幹川合流点、右岸：松山市溝辺町（市之井手橋）から幹川合流点）

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8808701100
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suihoumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.791150000&y=33.841969400&z=13
------	---

正規

いしてがわ
石手川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
まつやまかせんこくどうじむしょ えひめけん
国土交通省 松山河川国道事務所 愛媛県 共同発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。石手川の湯渡^{ゆわたり}基準観測所(松山市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(6.10m)に到達しました。
市区町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

石手川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)		
新着・更新		〇〇
基準観測所		湯渡
対象河川		石手川
新着・更新	警戒レベル()相当	
	現況水位	
	松山市	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

石手川 湯渡基準観測所(松山市)

(受け持ち区間は 石手川左岸：松山市高野町(市之井手橋)から幹川合流点、右岸：松山市溝辺町(市之井手橋)から幹川合流点)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8808701100
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suihoumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.791150000&y=33.841969400&z=13
------	---

正規

やおちがわ 矢落川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
国土交通省 大洲河川国道事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】これは、高齢者等避難の発令の目安です。矢落川の
新谷基準観測所（大洲市）では、〇日 〇時 〇分頃に、避難判断水位（2.65m）に到達し
ました。
市区町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

矢落川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）		
新着・更新		更新
基準観測所		新谷
対象河川		矢落川
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	3
	現況水位	(3 レベル3水位超過)
更新	大洲市	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

矢落川 新谷基準観測所（大洲市）

（受け持ち区間は 矢落川左岸：大洲市新谷字山口乙1598番の1地先（金刀比羅橋下流約100m）から大洲市新谷甲394番地の9地先（稲田橋下流約250m）まで、右岸：大洲市新谷字定行丙27番の1地先（金刀比羅橋下流約100m）から大洲市新谷甲343番地の2地先（稲田橋下流約250m）まで）

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8808801900
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

正規

やおちがわ
矢落川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分

国土交通省 大洲河川国道事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。矢落川の新谷^{にいや}基準観測所(大洲市)では、〇日 〇時 〇分頃に、氾濫危険水位(3.15m)に到達しました。
市区町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

矢落川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新		更新	
基準観測所		新谷	
対象河川		矢落川	
新着・更新	警戒レベル()相当	4	
	現況水位	(4 レベル4水位超過)	
更新	大洲市	4	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

矢落川 新谷基準観測所(大洲市)

(受け持ち区間は 矢落川左岸：大洲市新谷字山口乙1598番の1地先(金刀比羅橋下流約100m)から大洲市新谷甲394番地の9地先(稲田橋下流約250m)まで、右岸：大洲市新谷字定行丙27番の1地先(金刀比羅橋下流約100m)から大洲市新谷甲343番地の2地先(稲田橋下流約250m)まで)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8808801900
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

〇〇川氾濫警戒情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛媛県発表

(第 〇 〇 号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所（●●市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位（〇〇〇.〇〇m）に到達しました。

市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位
（相当換算水位）

×××.××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

〇〇〇.〇〇m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

△△△.△△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先

愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

〇〇川氾濫危険情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛 媛 県 発 表

(第 〇 〇 号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所（●●市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位（×××.××m）に到達しました。

市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位
（相当換算水位） ×××.××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位 〇〇〇.〇〇m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位 △△△.△△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先

愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

（参考）

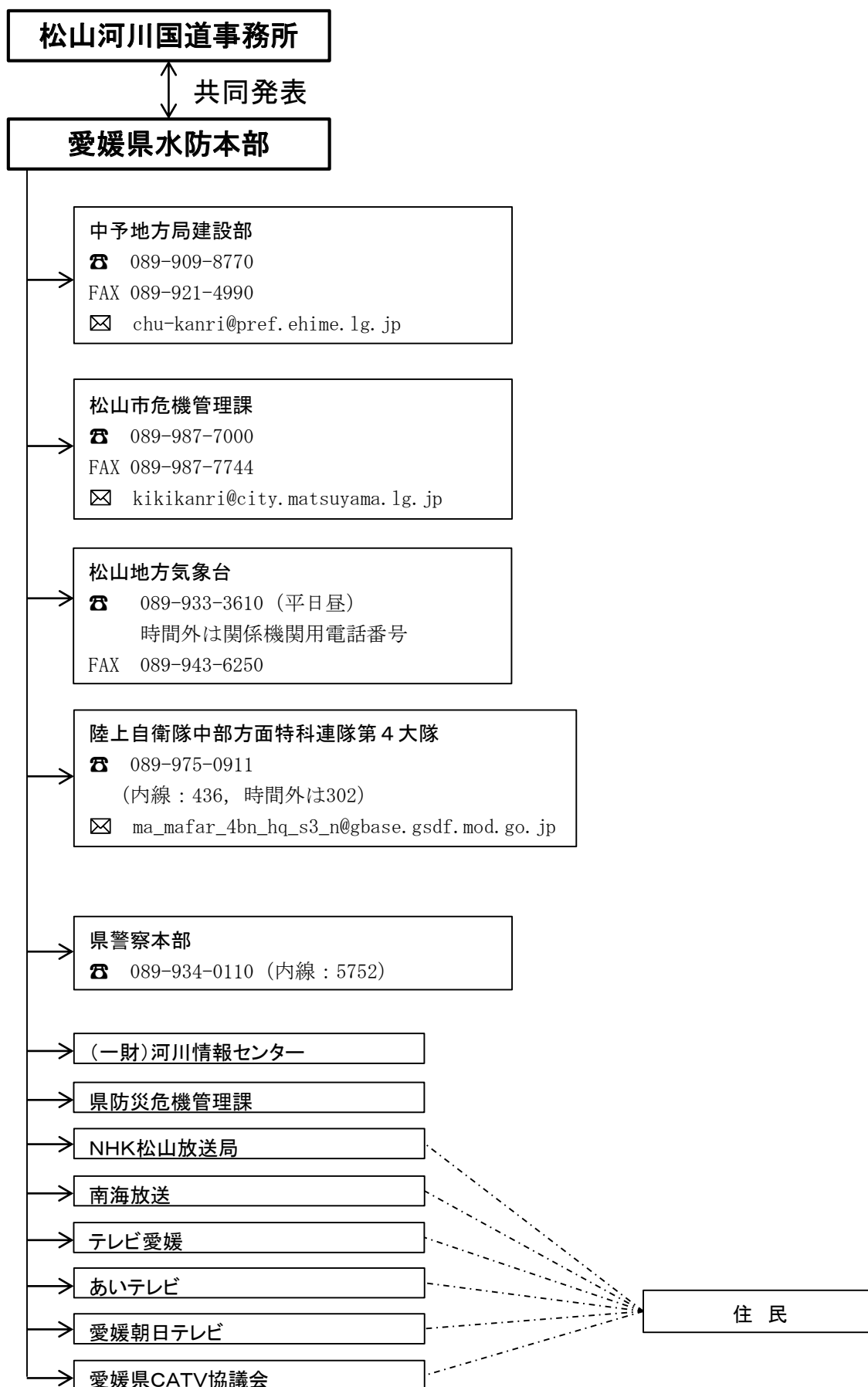
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム

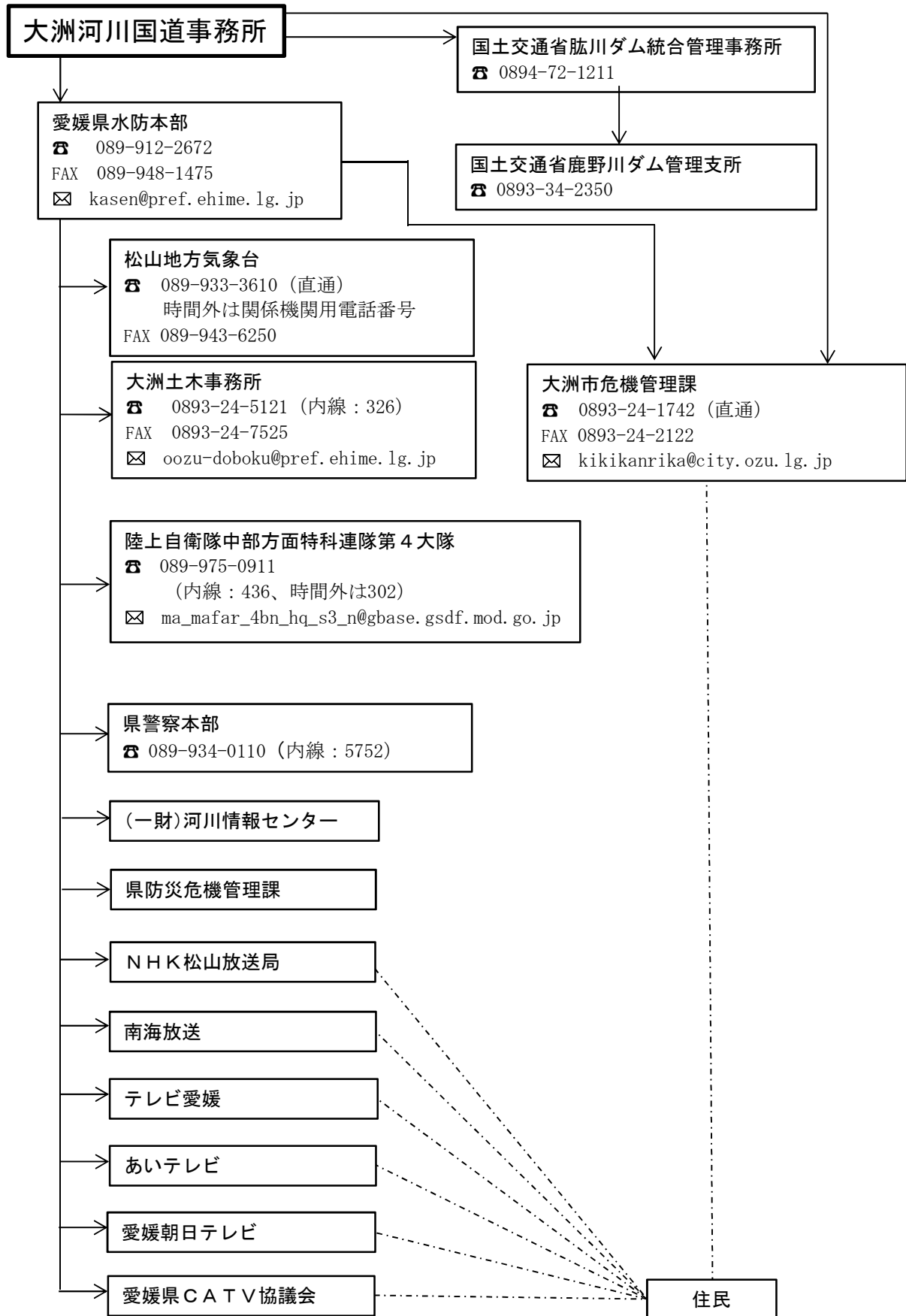
<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

石手川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(湯渡水位観測所)

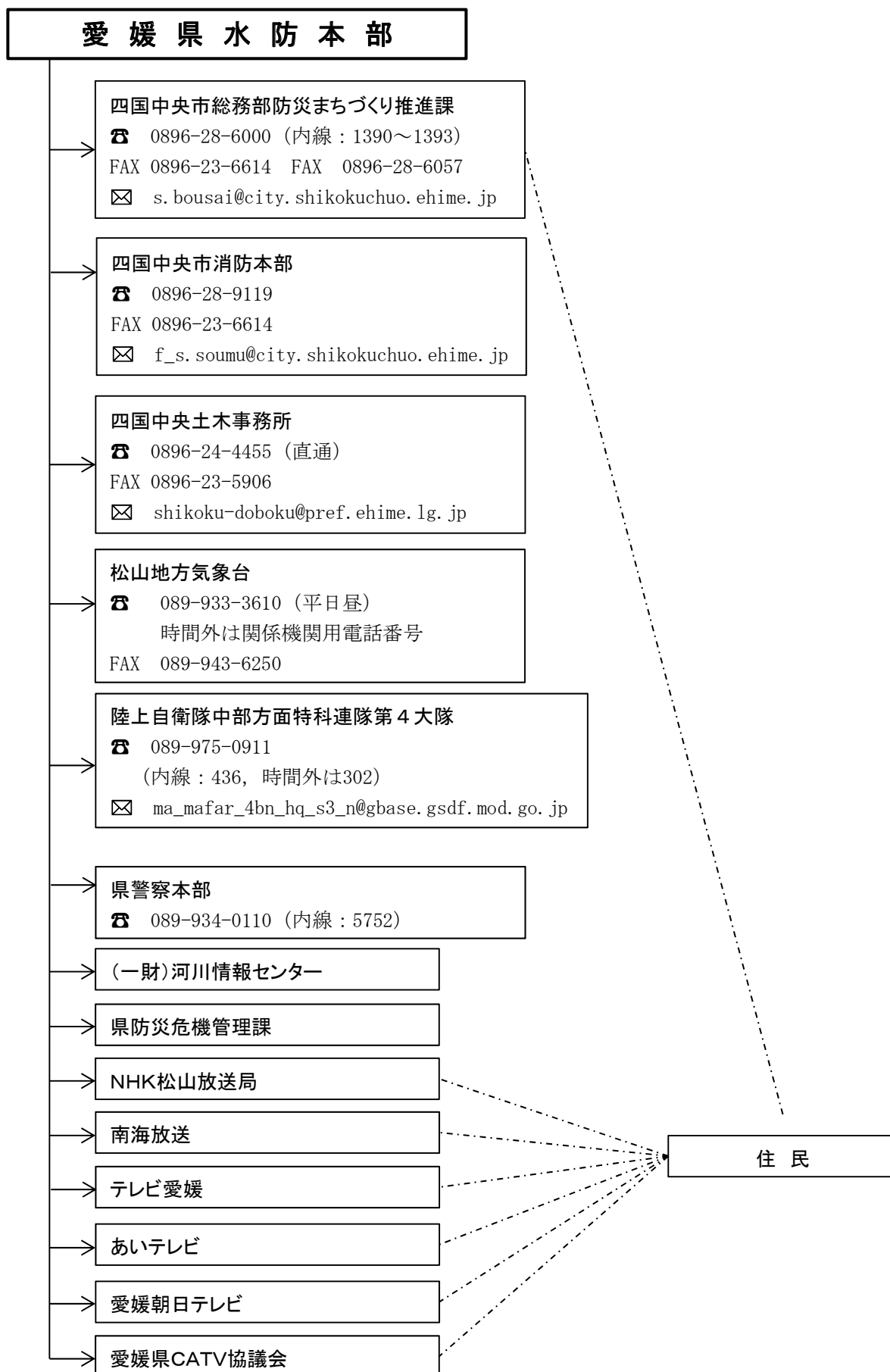


矢落川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図
(新谷水位観測所)



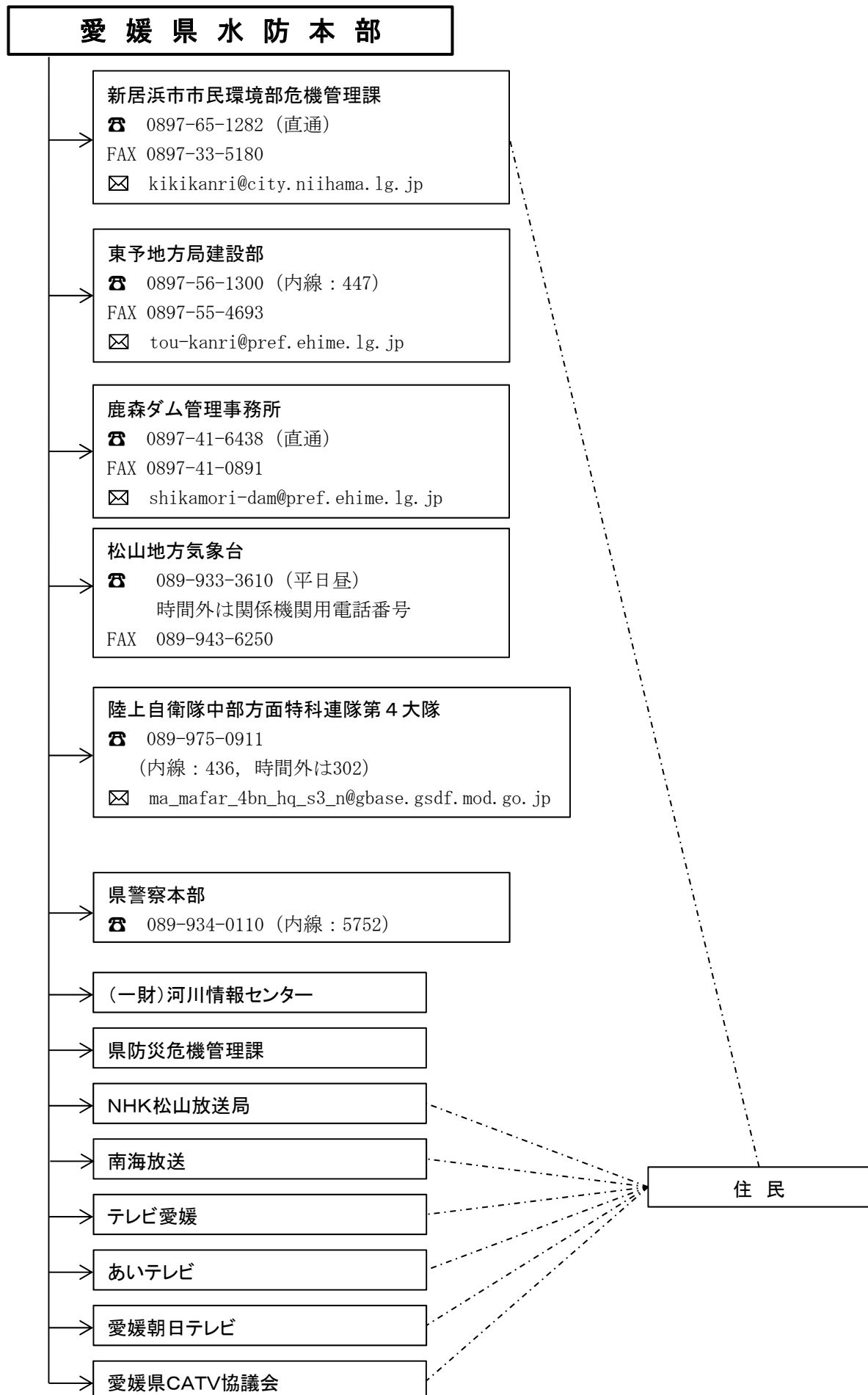
金生川及び関川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(金生川:上金沢橋水位観測所、関川:天王橋水位観測所)



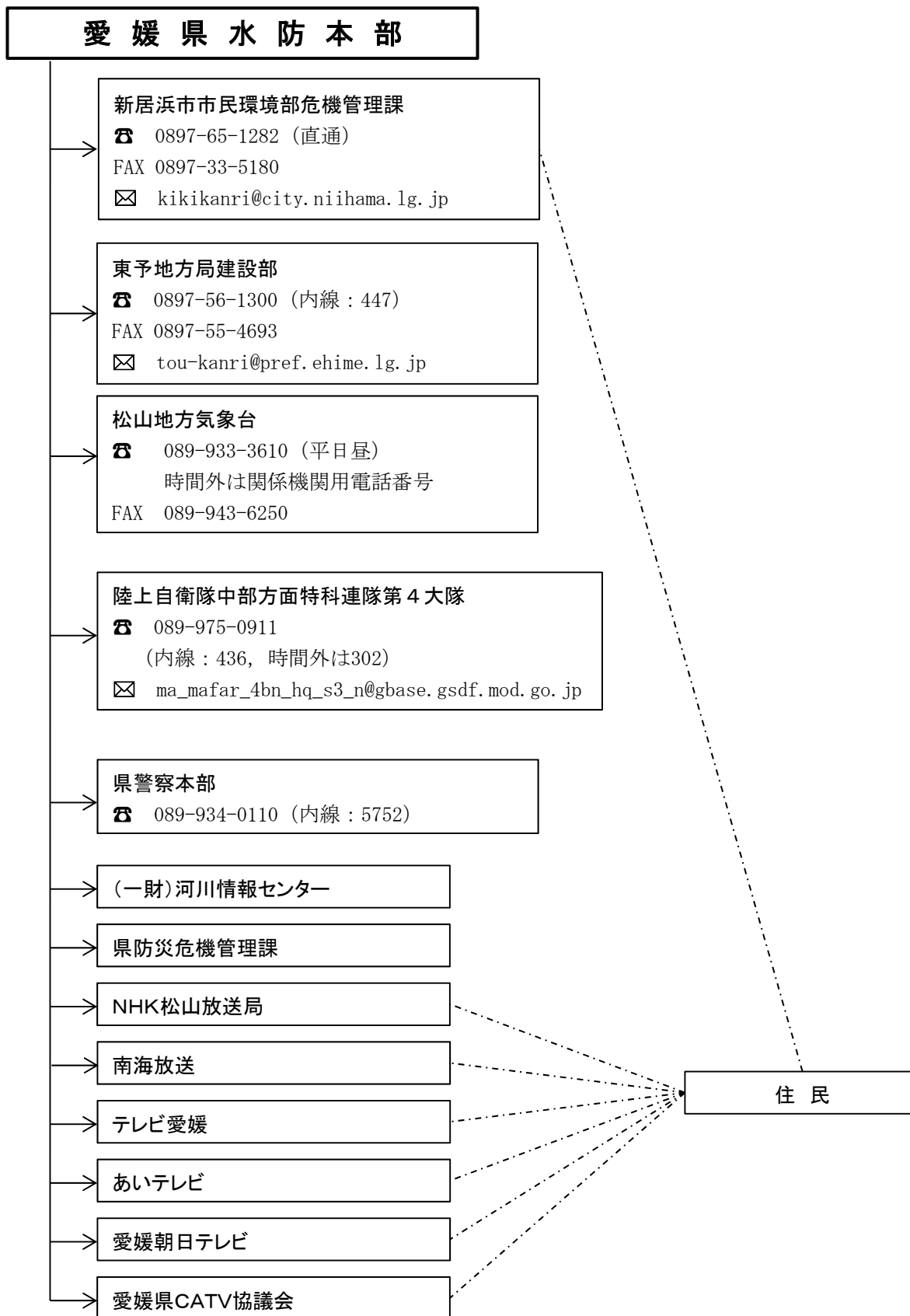
国領川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(城下水位観測所)



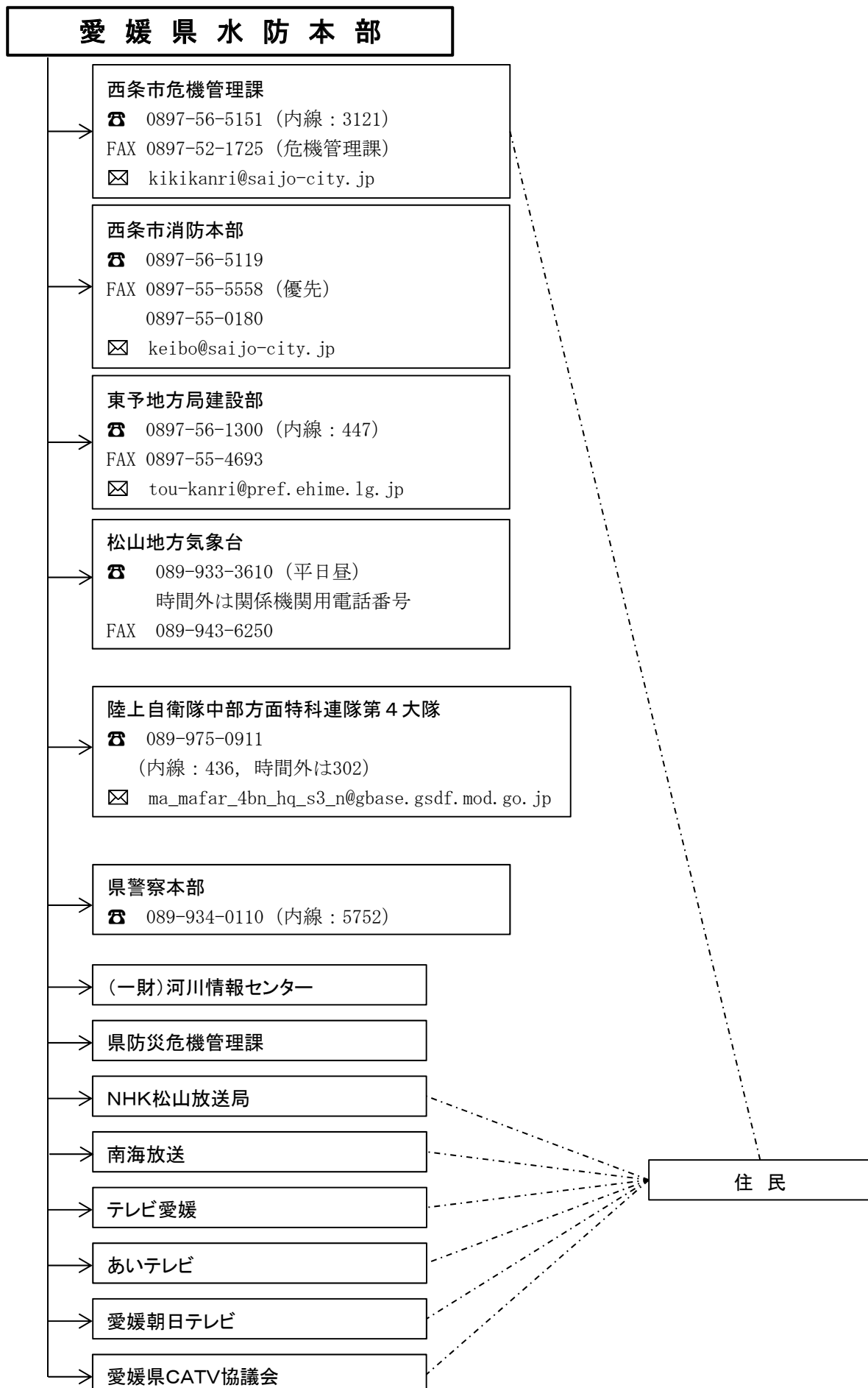
渦井川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(新居浜市)



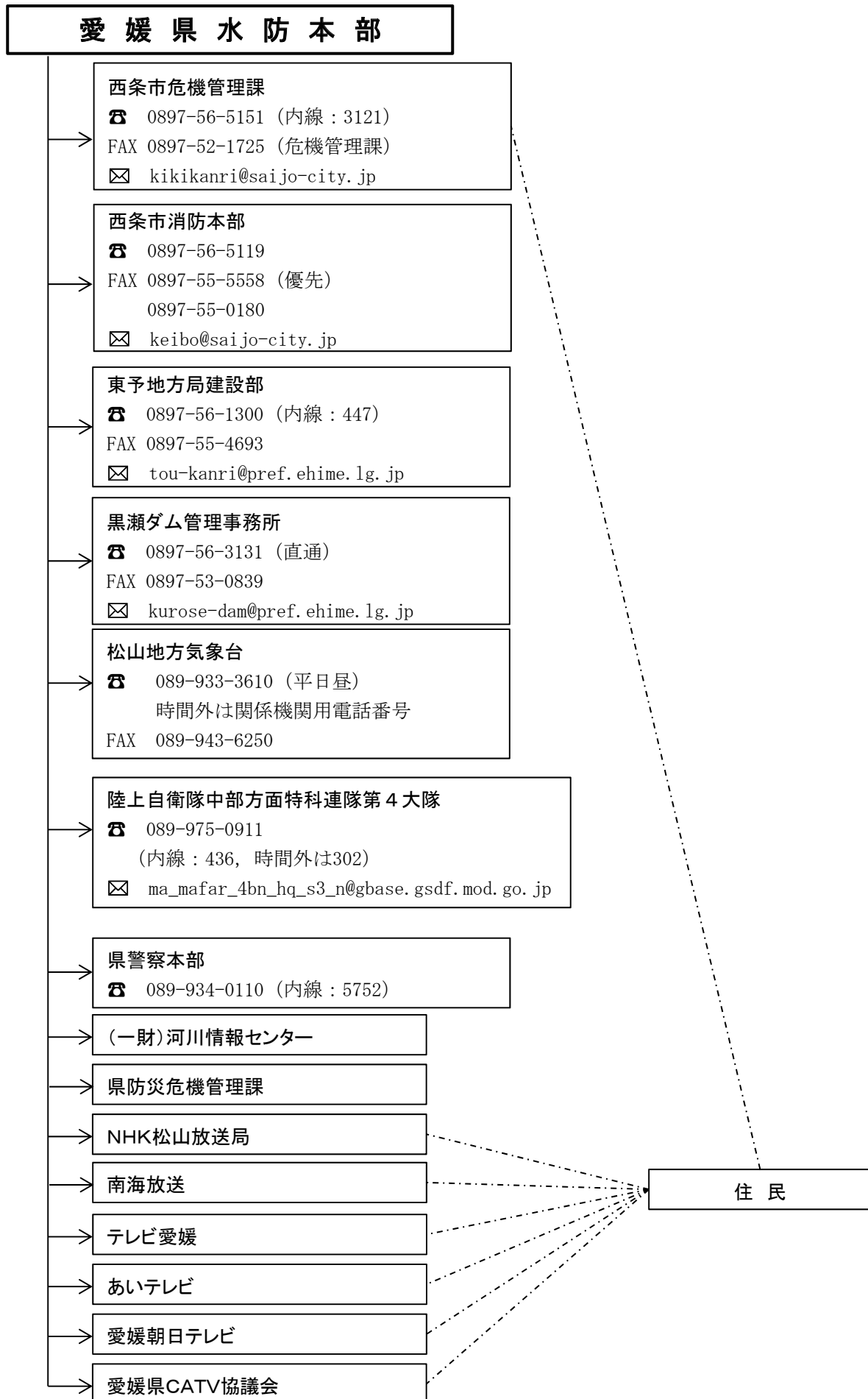
渦井川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(西条市)



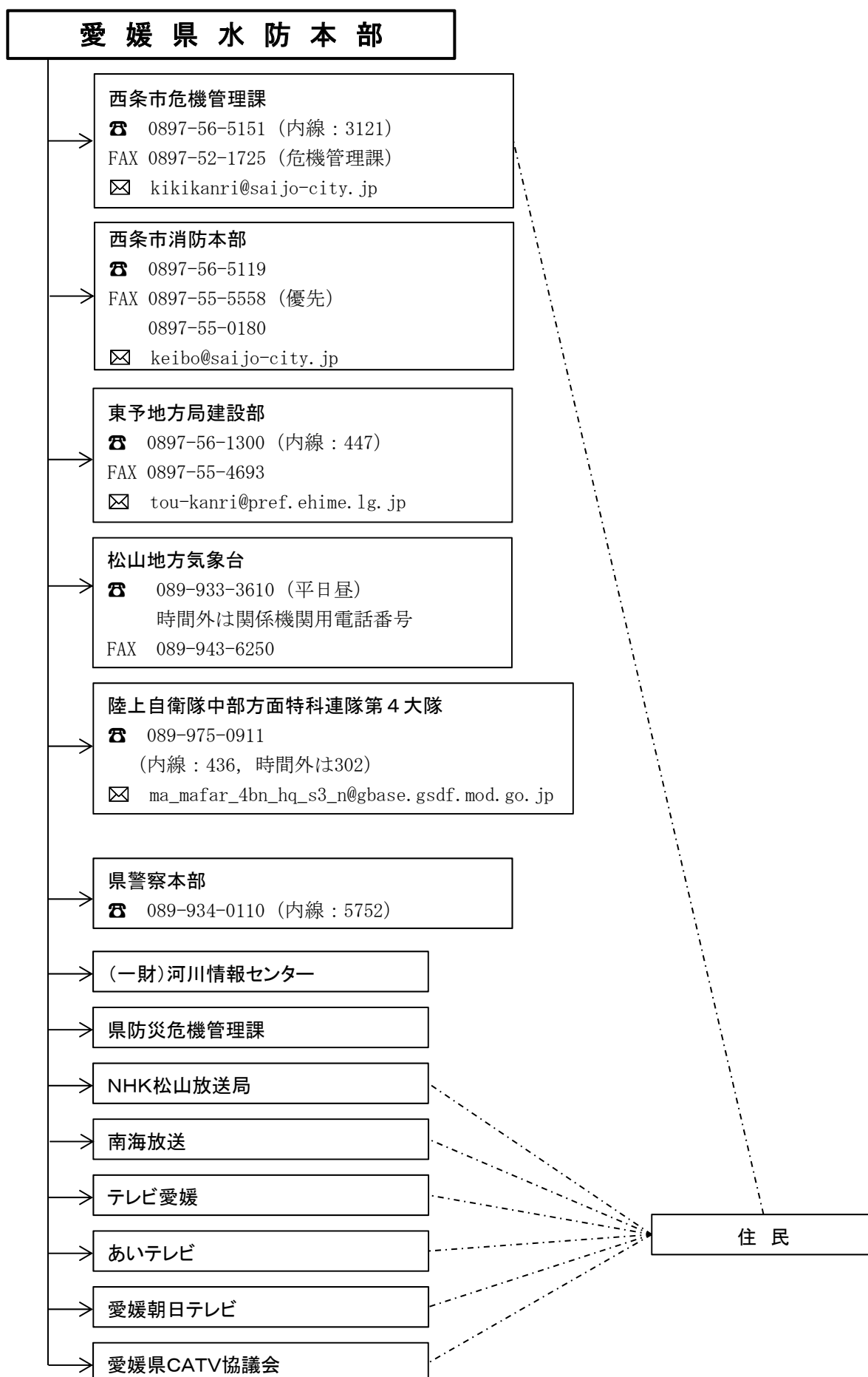
加茂川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(長瀬水位観測所)



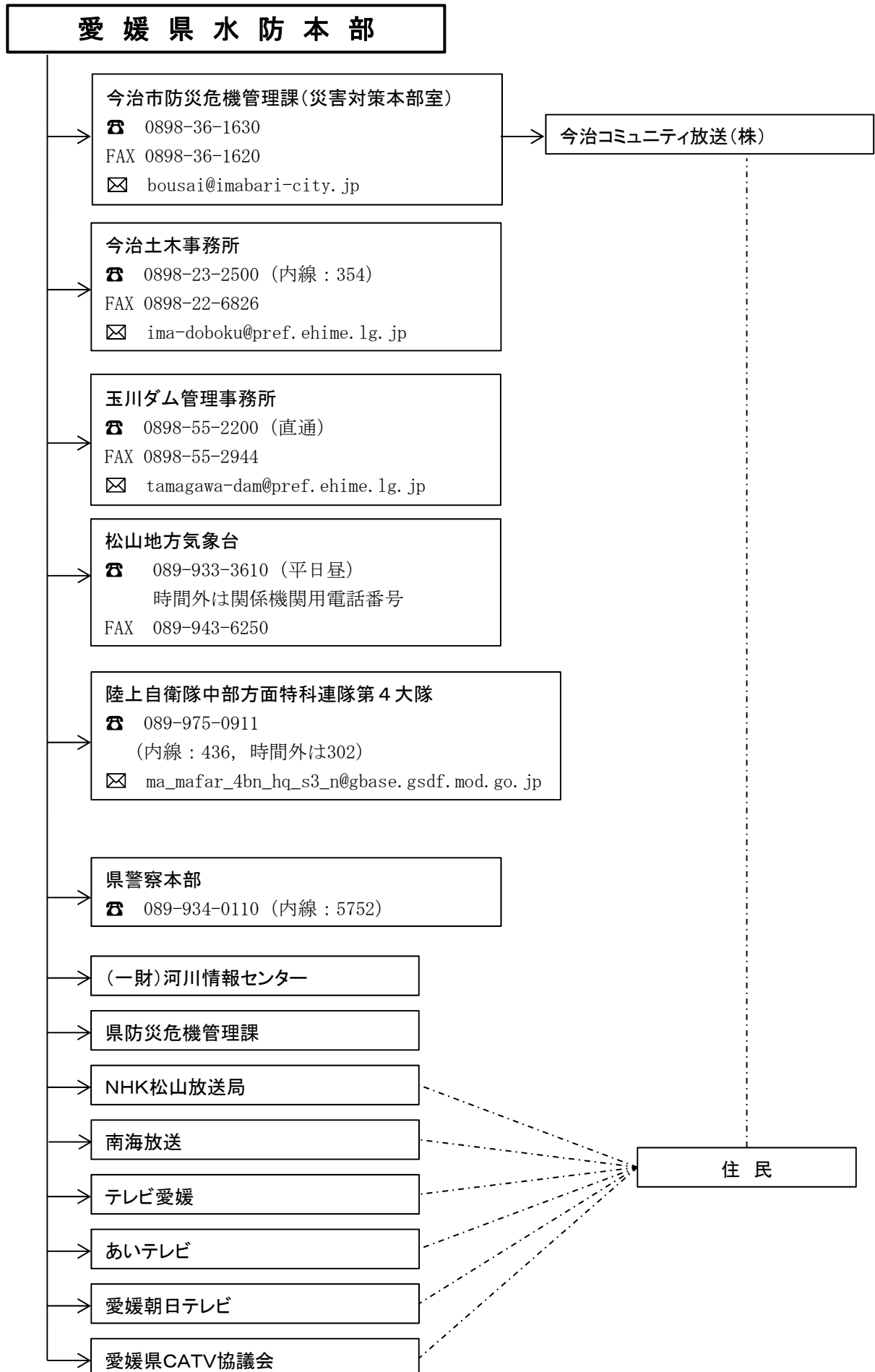
中山川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(田野上方水位観測所)



蒼社川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(片山水位観測所)



立岩川及び小野川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(立岩川:立岩川水位観測所、小野川:精農橋水位観測所)

愛媛県水防本部

松山市危機管理課

☎ 089-987-7000

FAX 089-987-7744

✉ kikikanri@city.matsuyama.lg.jp

中予地方局建設部

☎ 089-909-8770

FAX 089-921-4990

✉ chu-kanri@pref.ehime.lg.jp

松山地方気象台

☎ 089-933-3610 (平日昼)

時間外は関係機関用電話番号

FAX 089-943-6250

陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊

☎ 089-975-0911

(内線:436, 時間外は302)

✉ ma_mafar_4bn_hq_s3_n@gbase.gsdf.mod.go.jp

県警察本部

☎ 089-934-0110 (内線:5752)

(一財)河川情報センター

県防災危機管理課

NHK松山放送局

南海放送

テレビ愛媛

あいテレビ

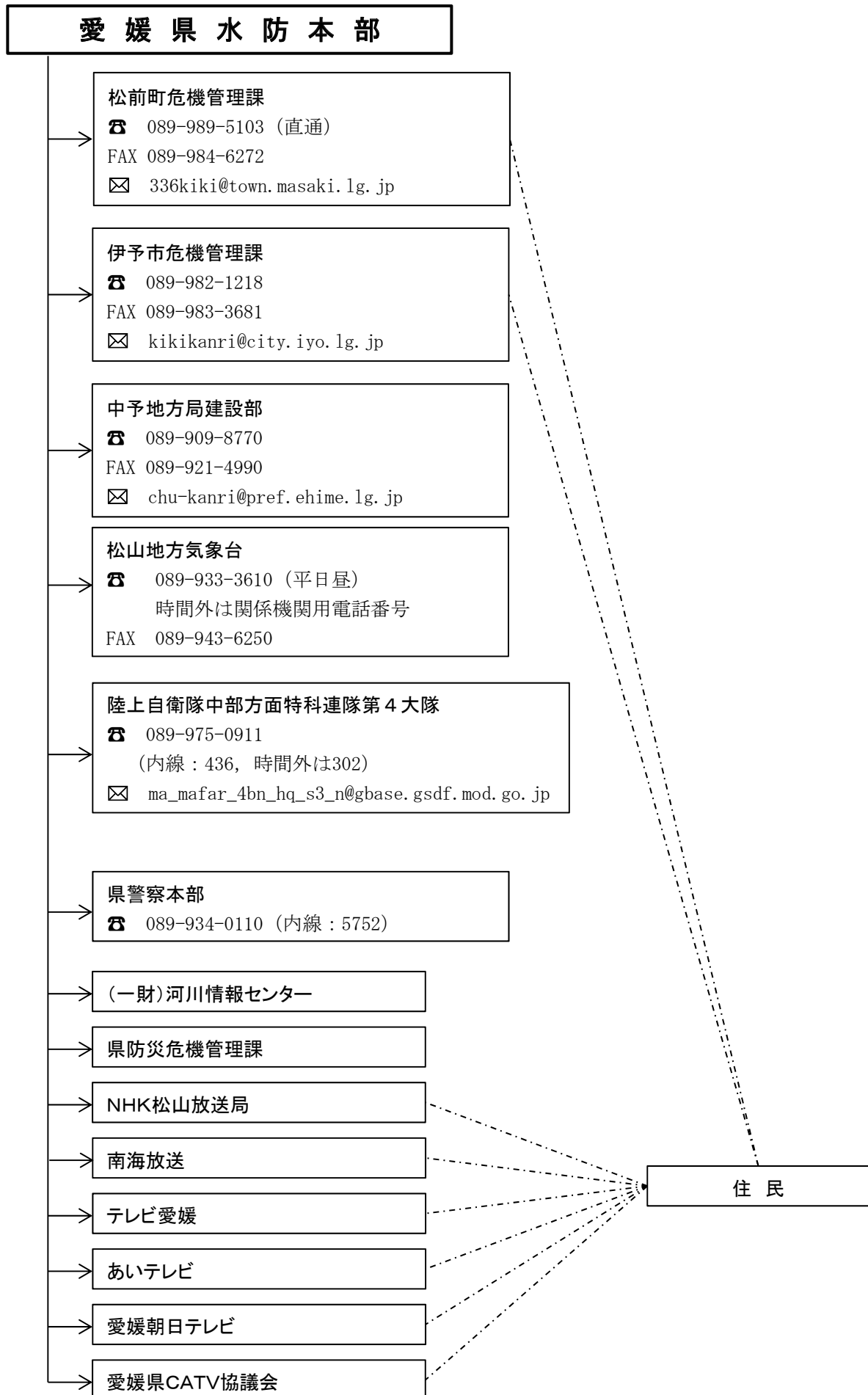
愛媛朝日テレビ

愛媛県CATV協議会

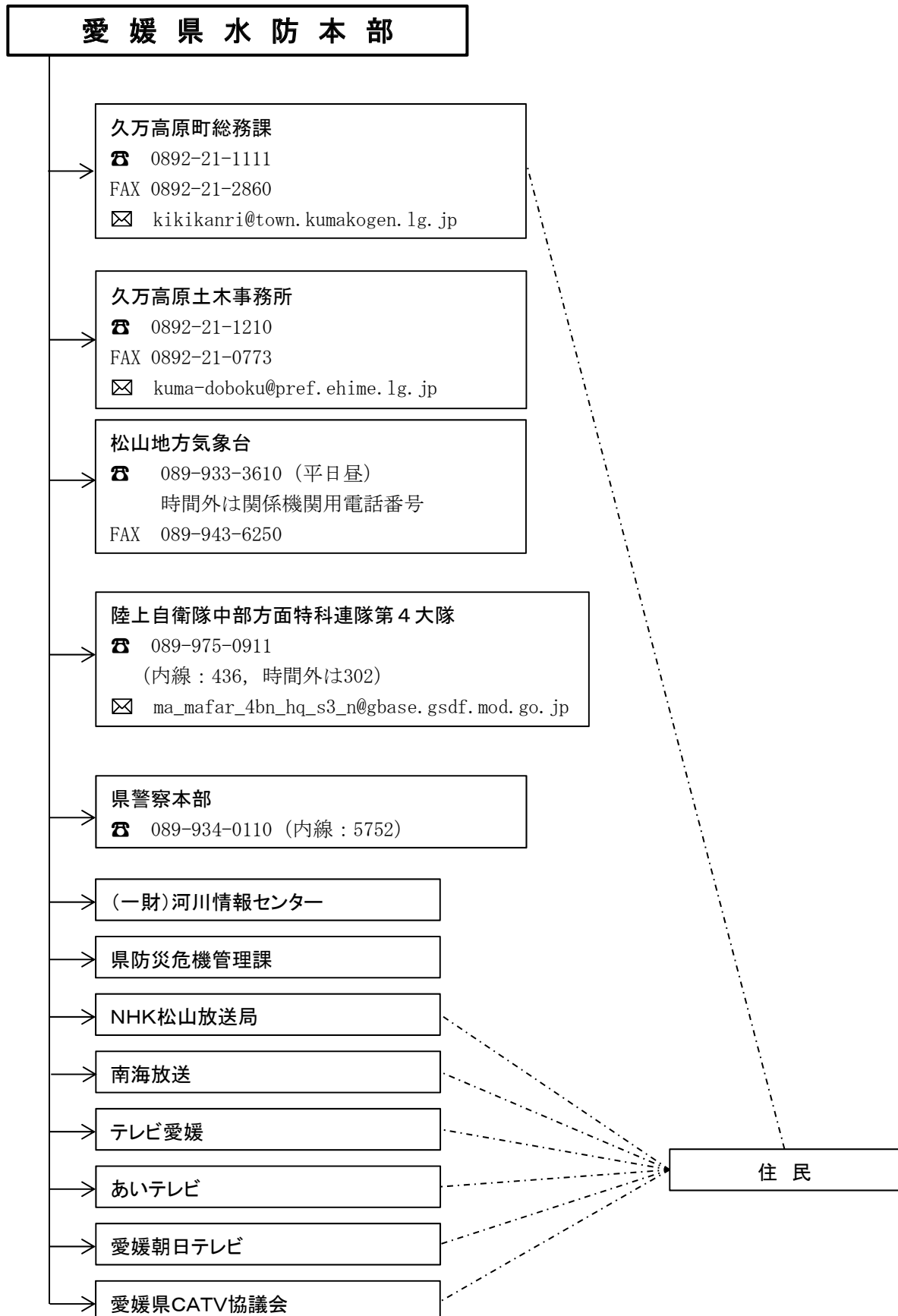
住 民

大谷川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

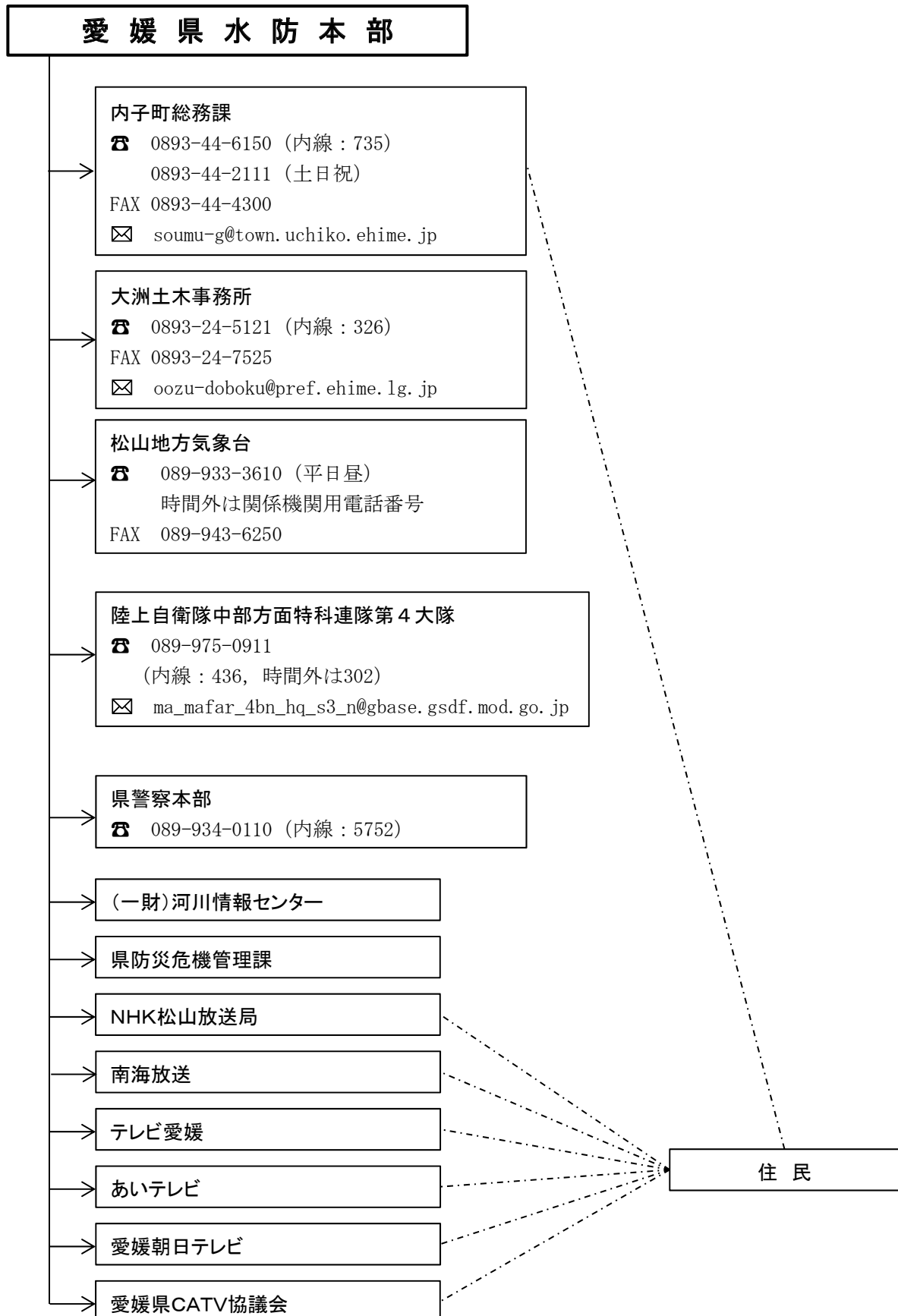
(下三谷水位観測所)



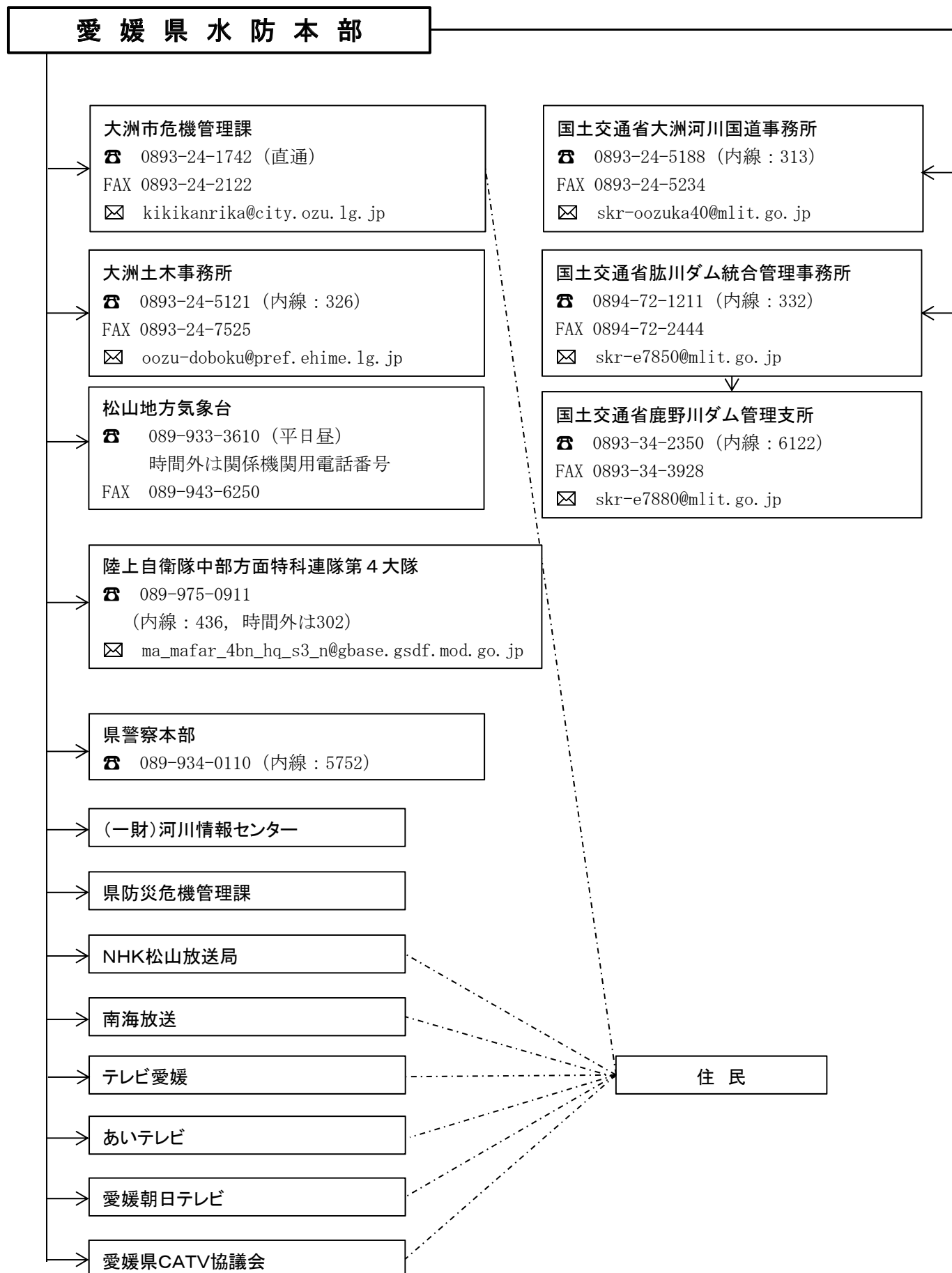
久万川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (久万水位観測所)



小田川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (内子水位観測所)

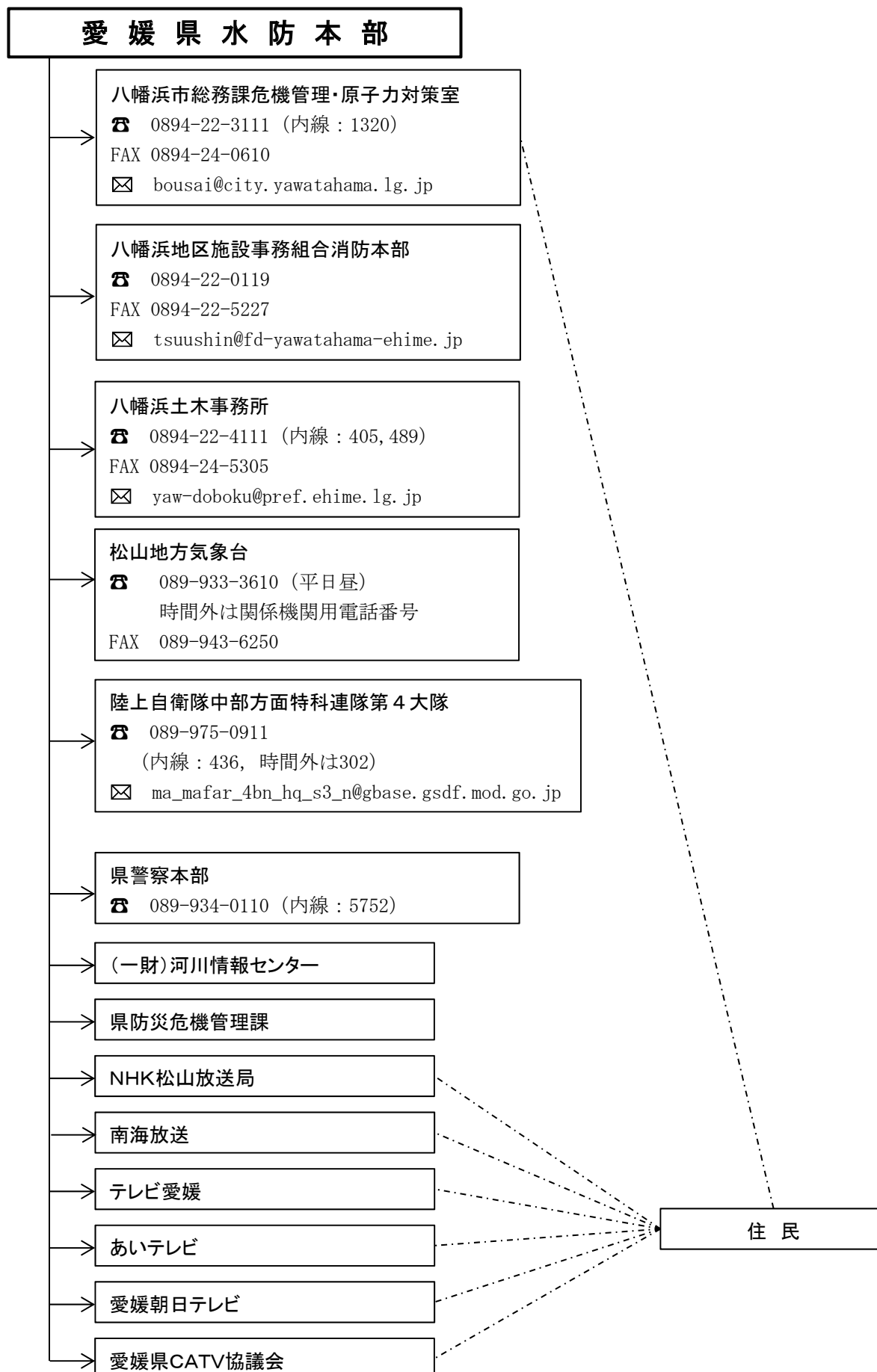


肱川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (大川水位観測所)



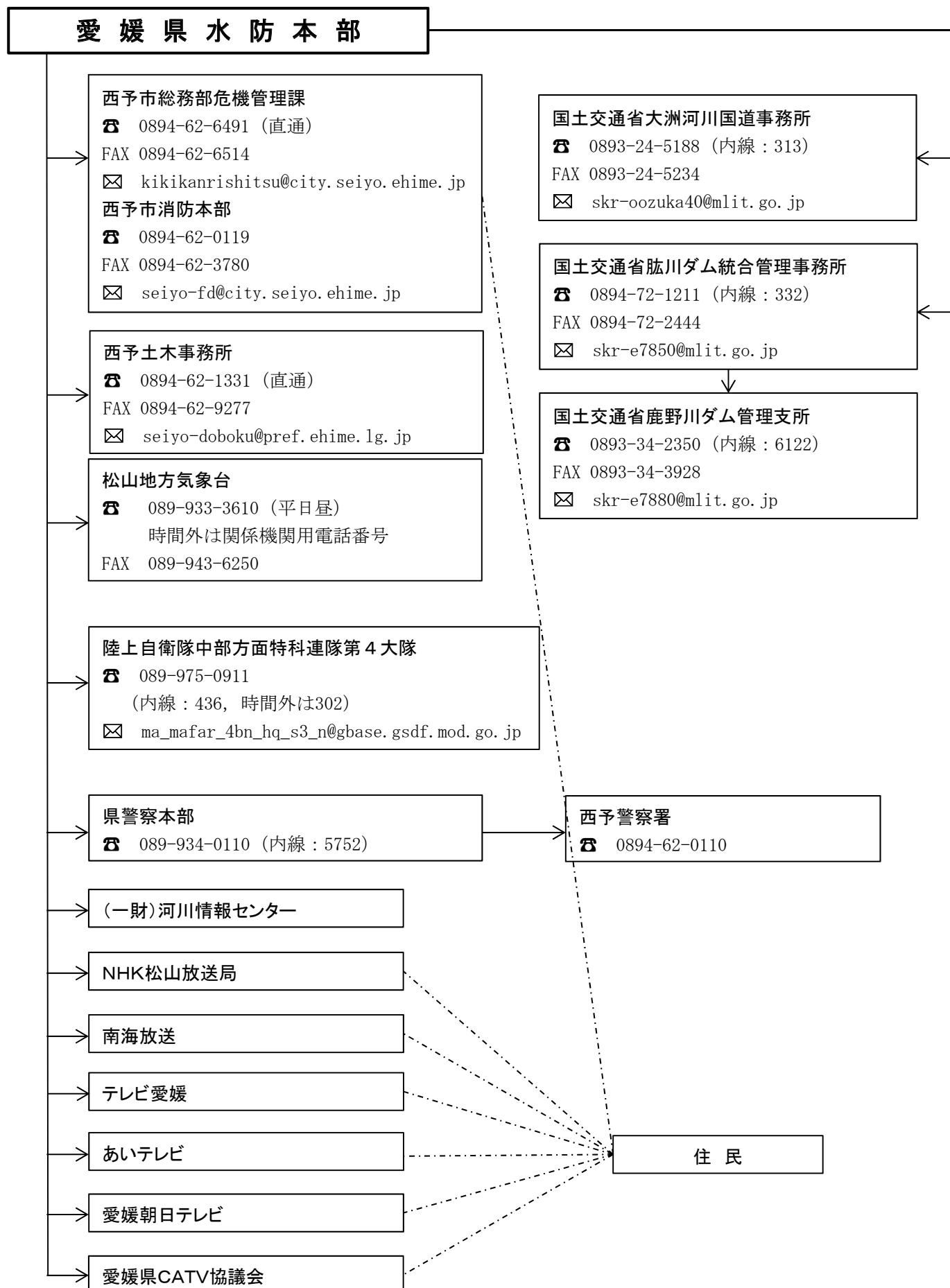
喜木川及び千丈川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(喜木川:日土水位観測所、千丈川:八幡浜水位観測所)



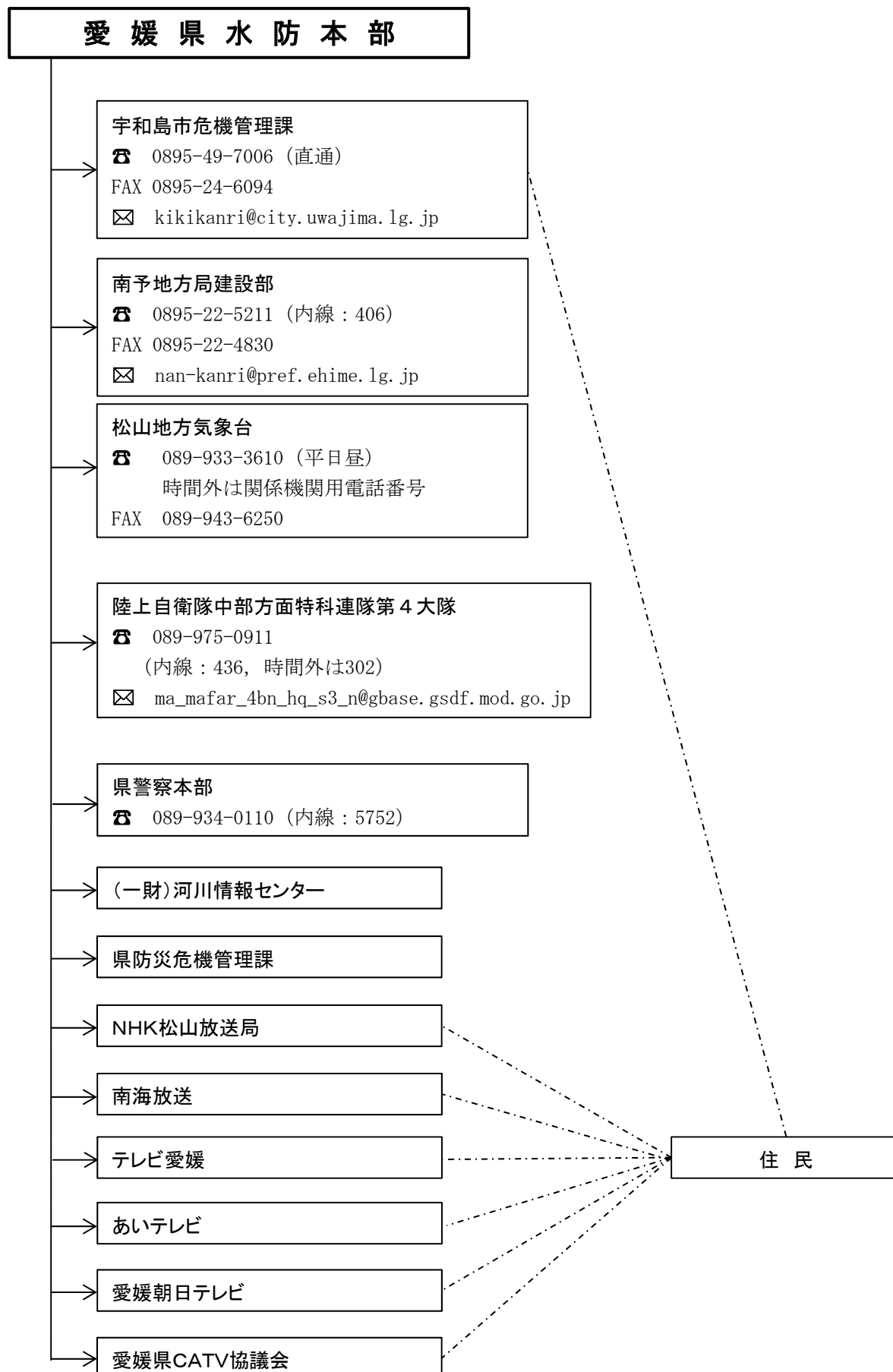
肱川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(荒瀬・神領水位観測所)



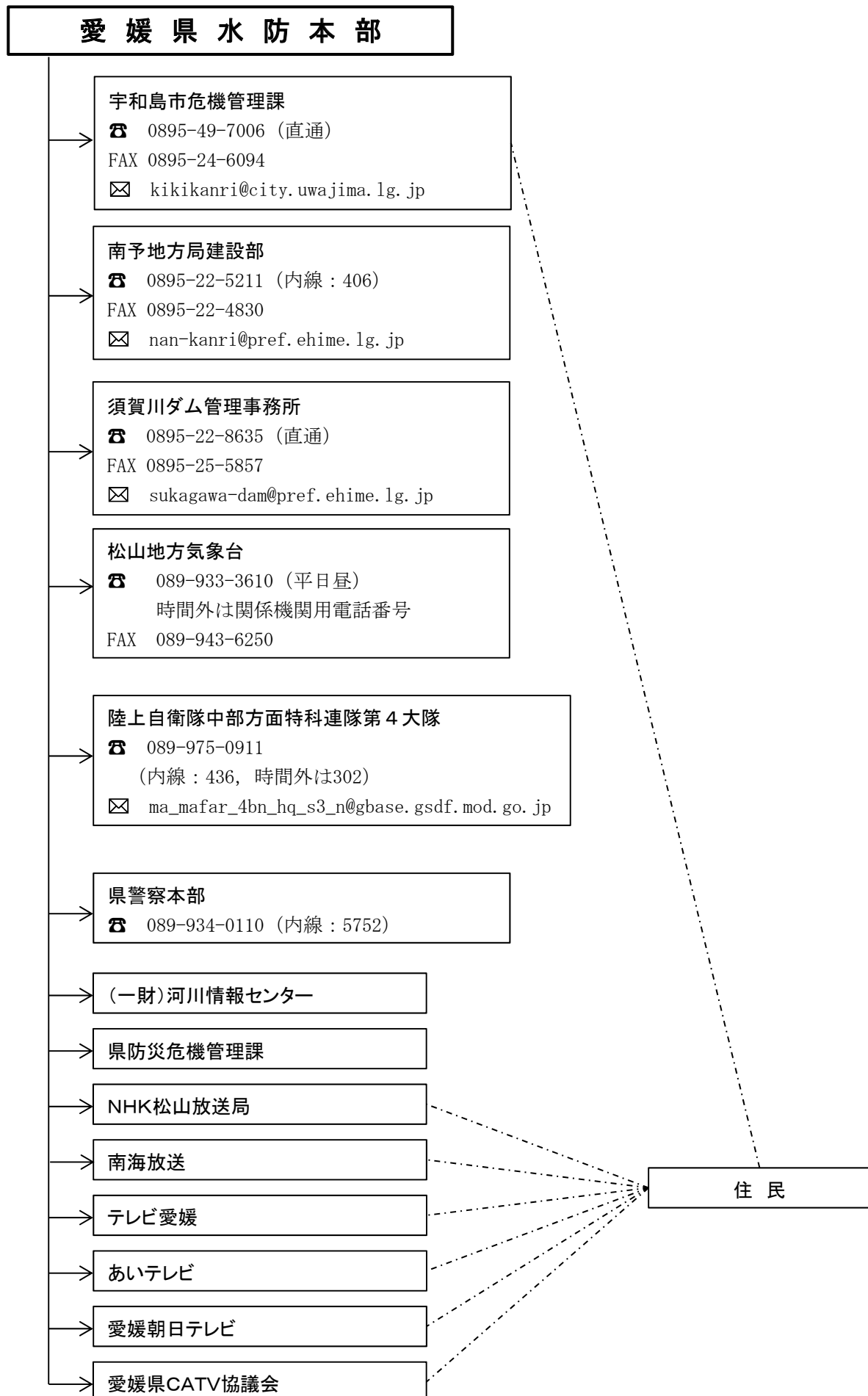
立間川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(立間水位観測所)

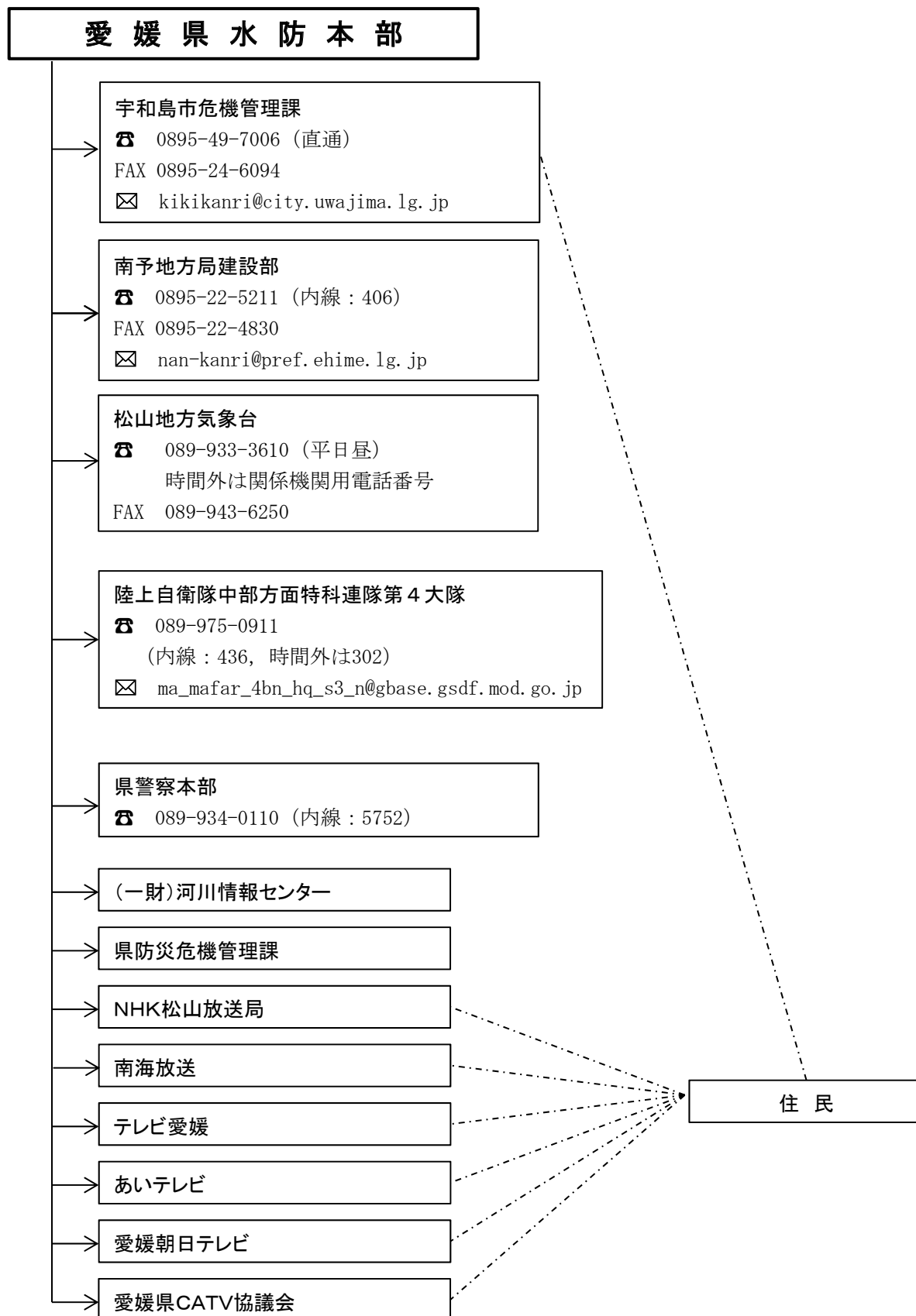


須賀川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(和霊水位観測所)

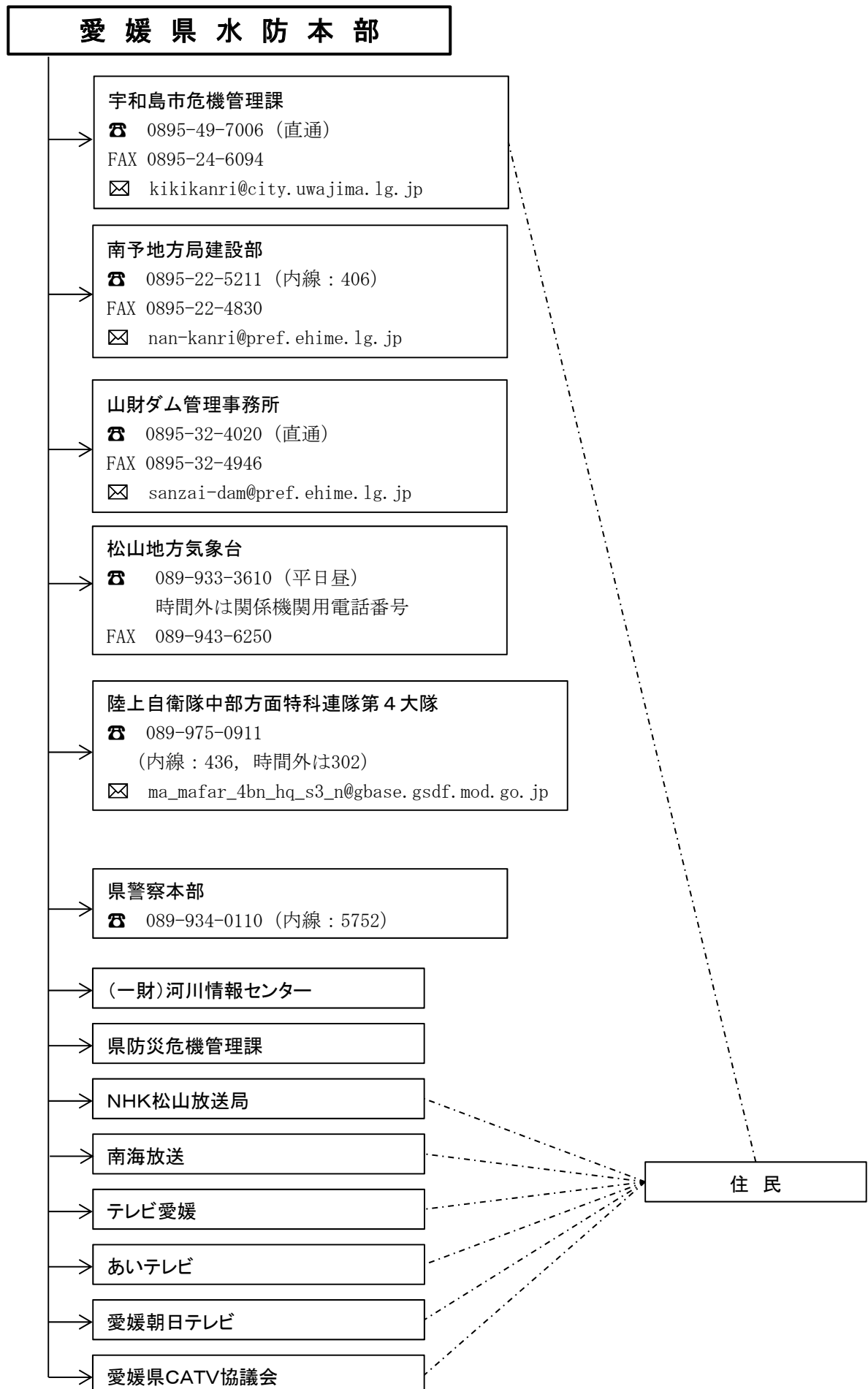


来村川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (寄松水位観測所)



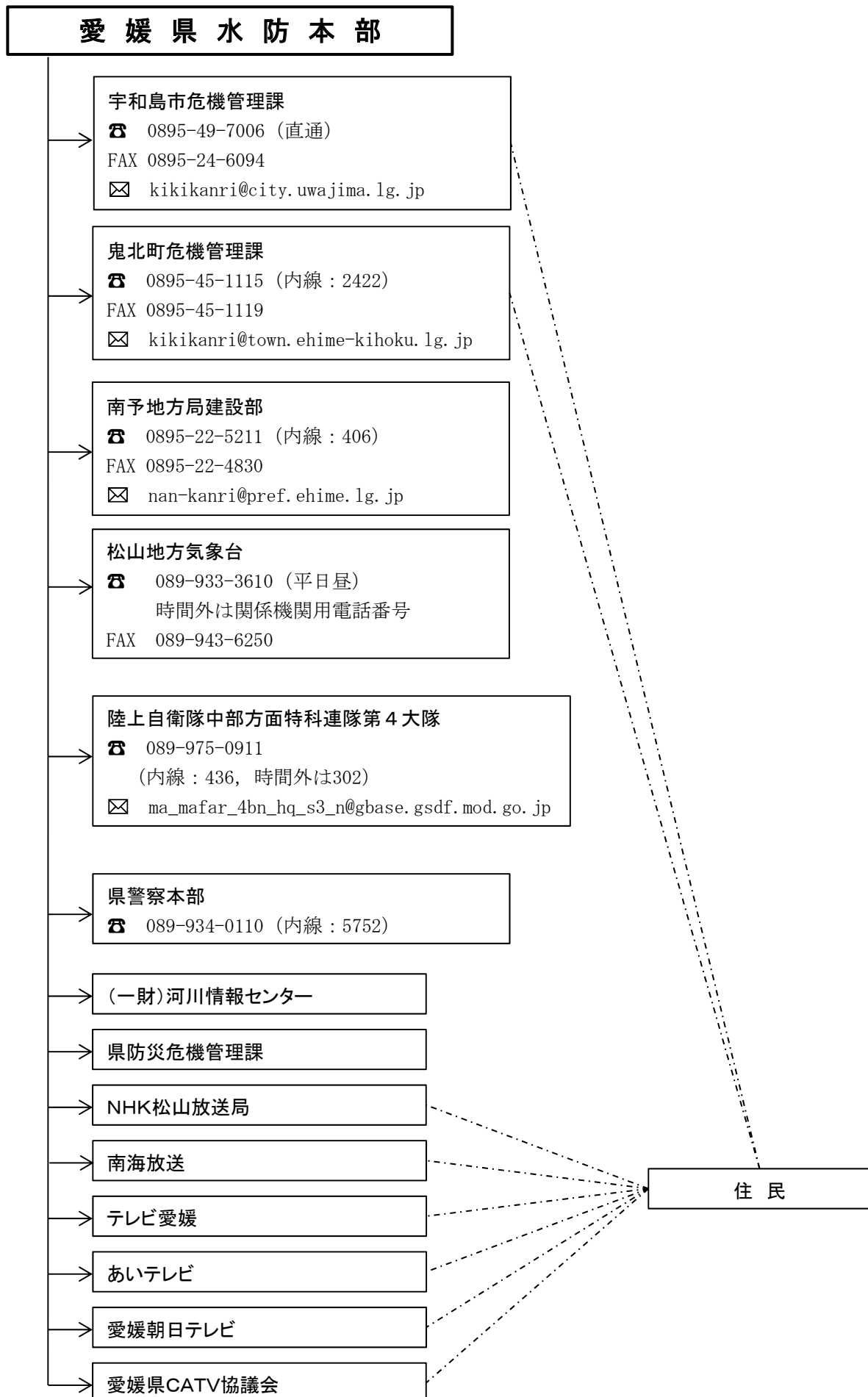
岩松川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(岩渕水位観測所)



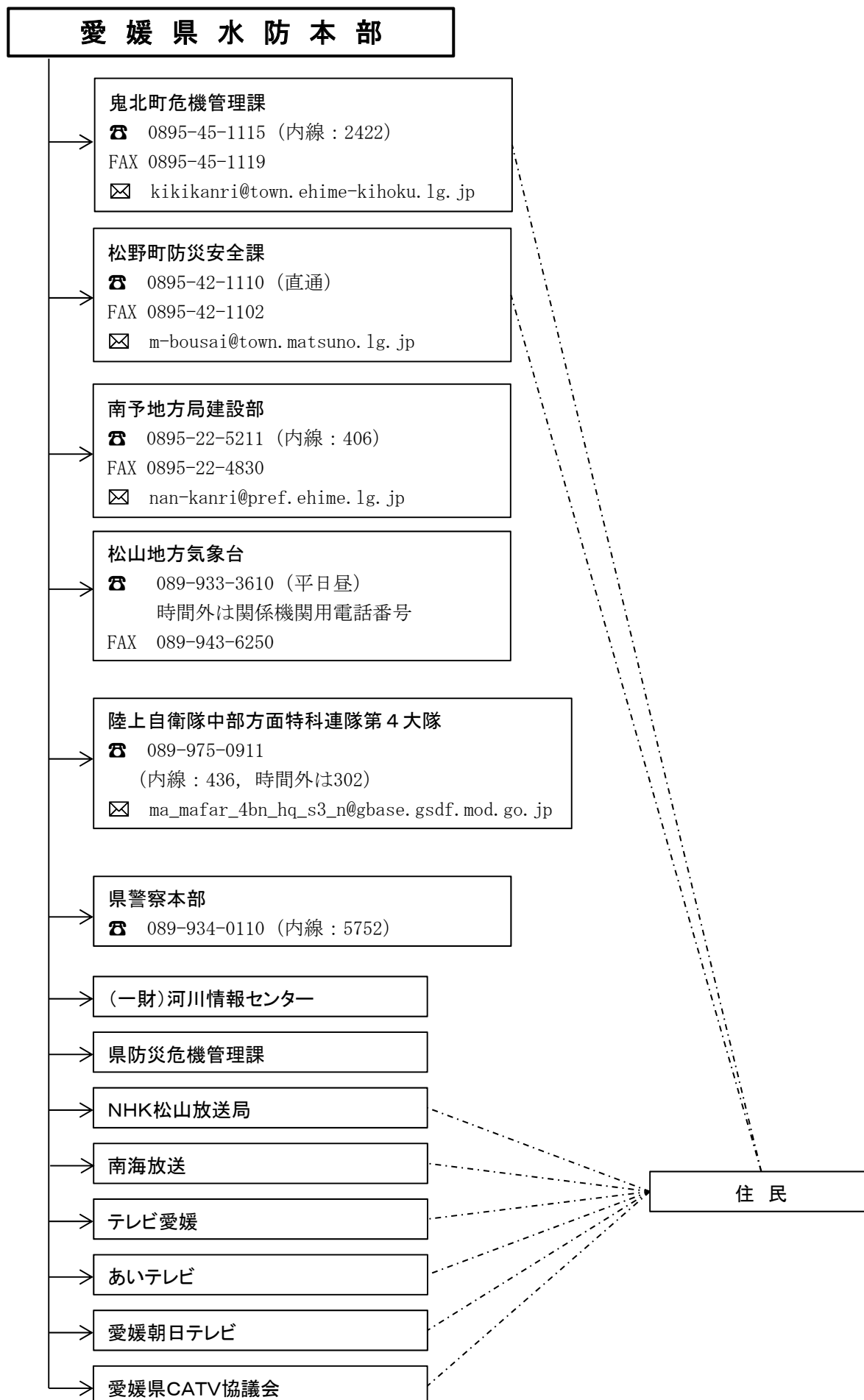
三間川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(月見橋水位観測所)



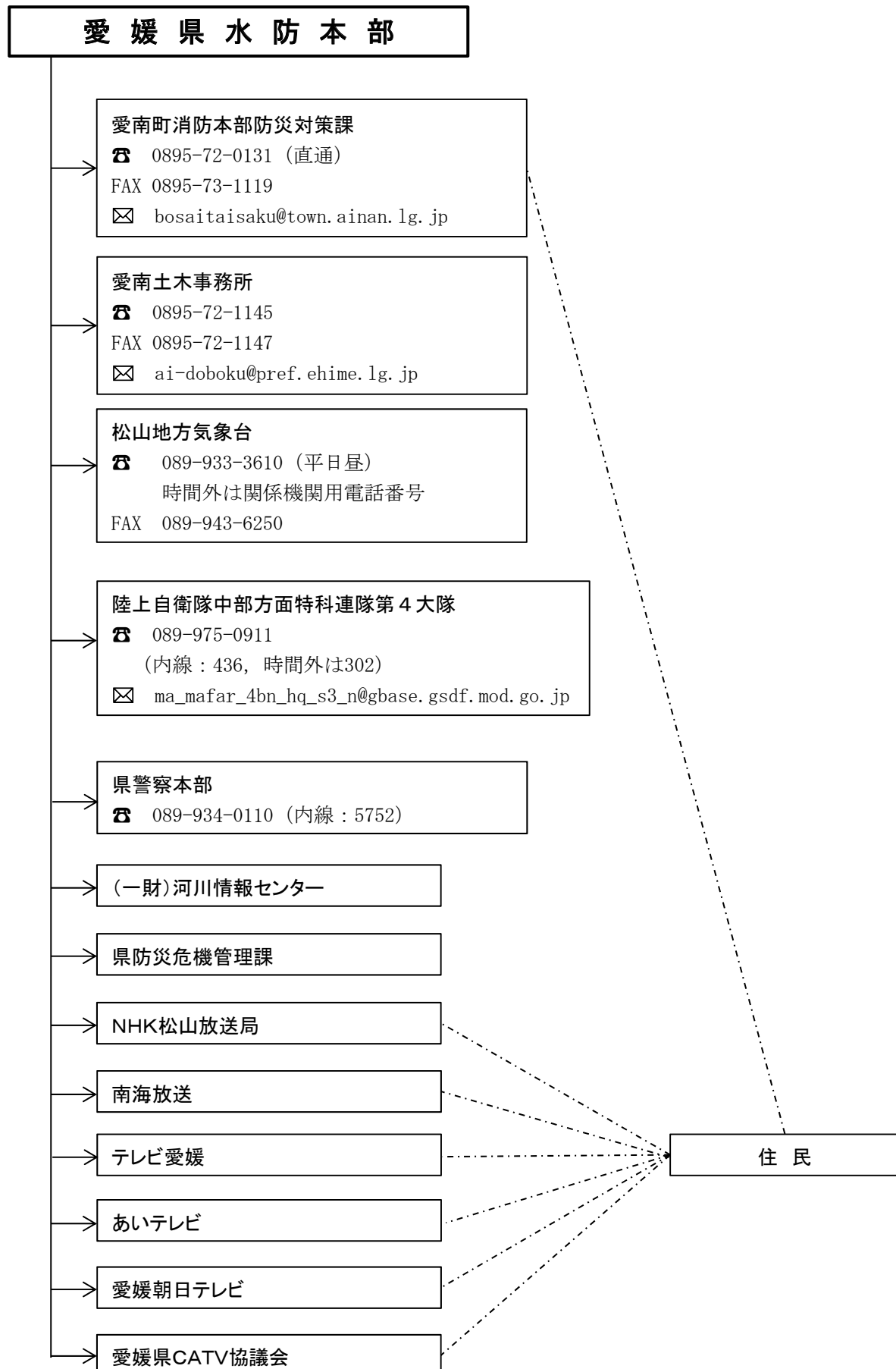
広見川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(小倉水位観測所)



僧都川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(御荘水位観測所)



第 11 水位の通報様式

()川()水位観測所 水位の通報

令和 年 月 日 時 分

水位の通報 第 号

愛媛県 ○○地方局建設部
(又は○○土木事務所)

区分	本 文
1	()川()水位観測所では、()日()時()分現在 水防団待機水位(通報水位)()mに達し、なお増水する見込みです。
2	()川()観測所では、()日()時()分現在 氾濫注意水位(警戒水位)()mに達し、なお増水する見込みです。
3	()川()観測所では、()日()時()分現在 氾濫注意水位(警戒水位)()mとなり、引き続き減少する見込みです。
4	()川()観測所では、()日()時()分現在 水防団待機水位(通報水位)()mとなり、引き続き減少する見込みです。

第12 愛媛県警報等例文

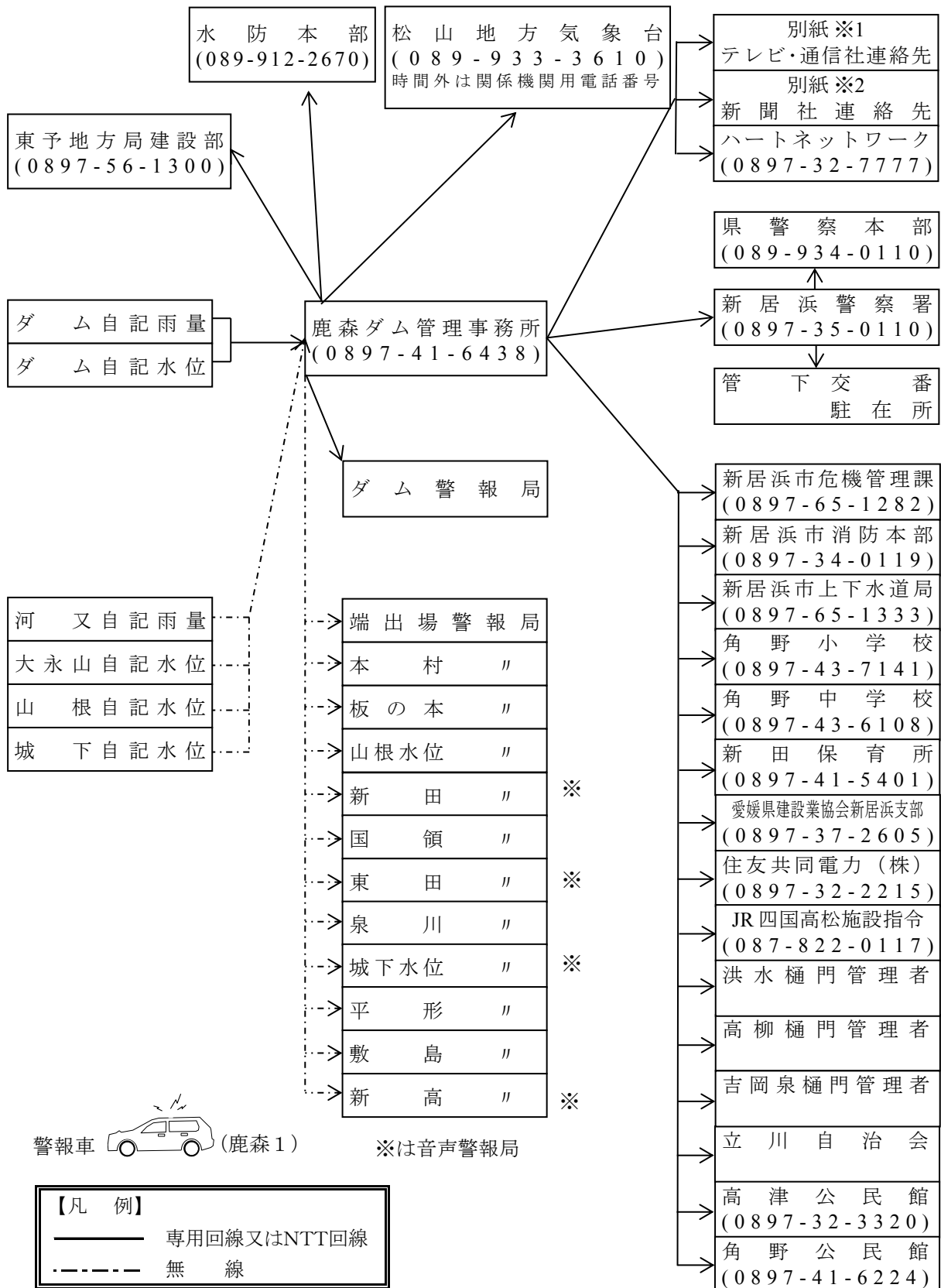
松山地方気象台から発表される警報等の例文は以下のとおり

特別警報例文（特別警報発表中）

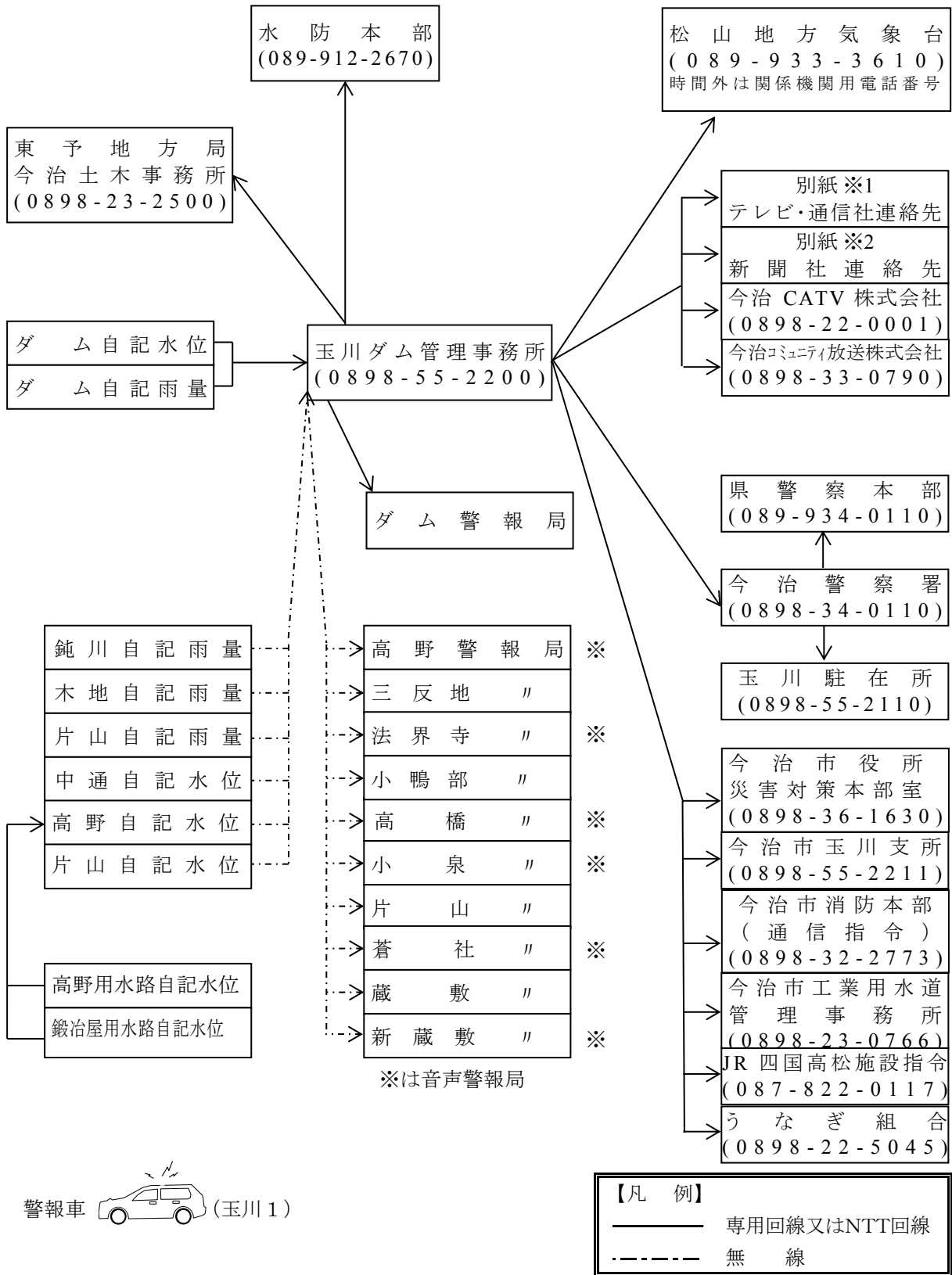
ケイホ 13 マツヤマ							
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 松山地方気象台発表							
（（【特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮）】愛媛県に特別警報を発表しています。土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風、高波、高潮に最大級の警戒をして下さい。））							
松山市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
今治市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
宇和島市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
八幡浜市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
新居浜市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
西条市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
大洲市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
伊予市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
四国中央市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
西予市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
東温市	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風	【警報】洪水	【注意報】	雷	
上島町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
久万高原町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風	【警報】洪水	【注意報】	雷	
松前町	【特別警報】	大雨（浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
砥部町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風	【警報】洪水	【注意報】	雷	
内子町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風	【警報】洪水	【注意報】	雷	
伊方町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	
松野町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風	【警報】洪水	【注意報】	雷	
鬼北町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風	【警報】洪水	【注意報】	雷	
愛南町	【特別警報】	大雨（土砂災害、浸水害）	暴風、波浪、高潮	【警報】洪水	【注意報】	雷	

第 13 ダムの水防伝達系統図

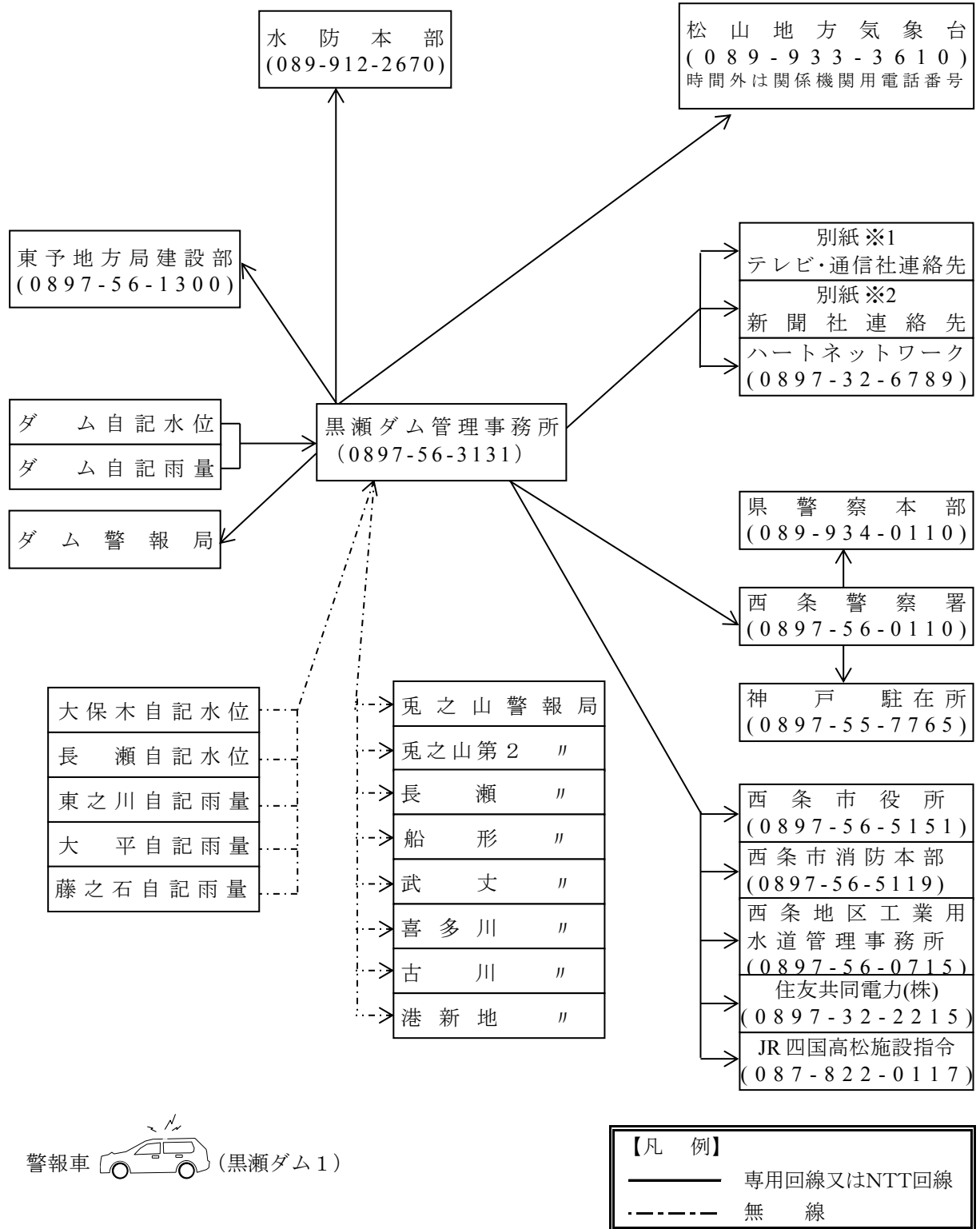
鹿森ダム水防伝達系統図（新居浜市）



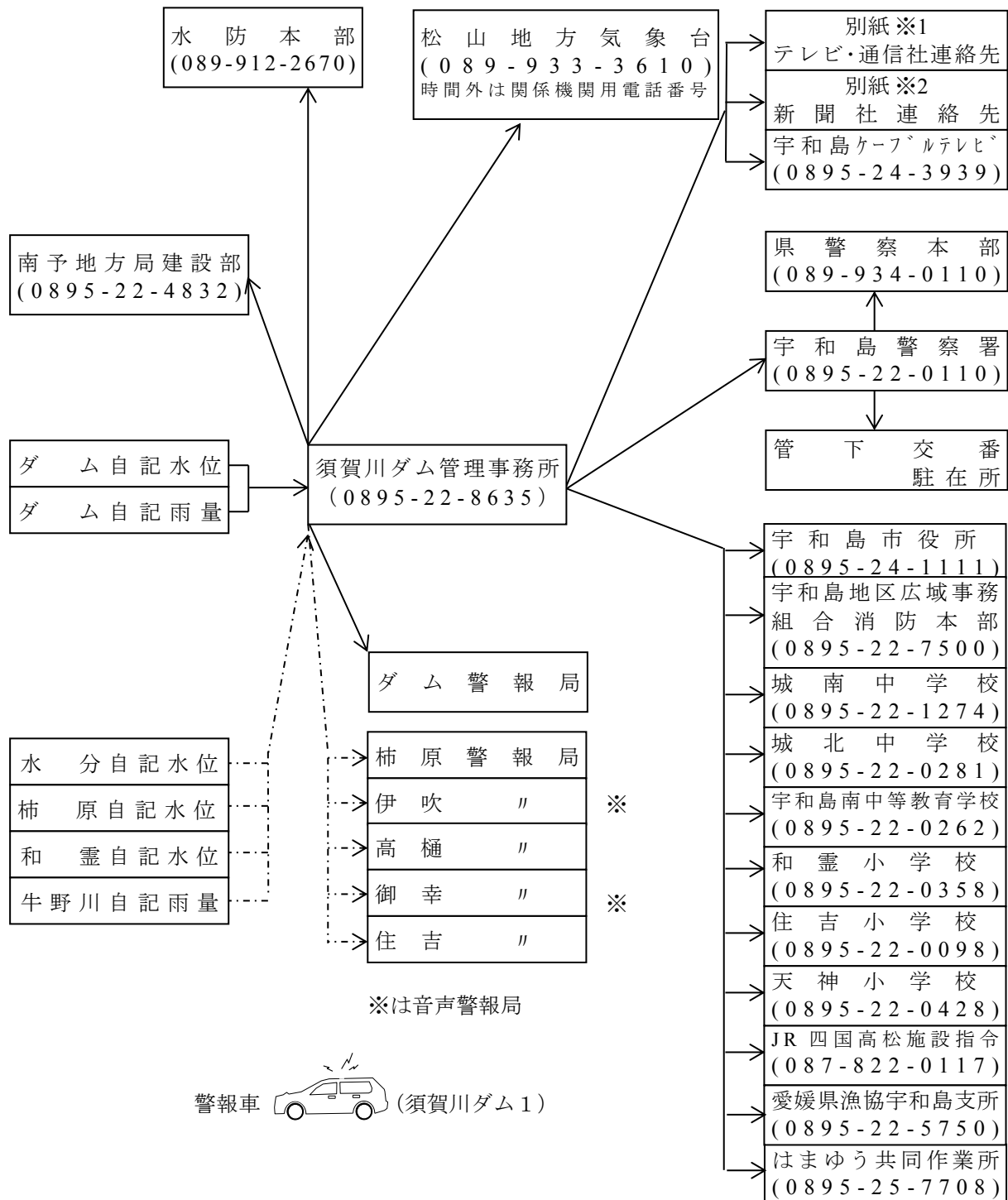
玉川ダム水防伝達系統図（今治市玉川町）



黒瀬ダム水防伝達系統図（西条市）



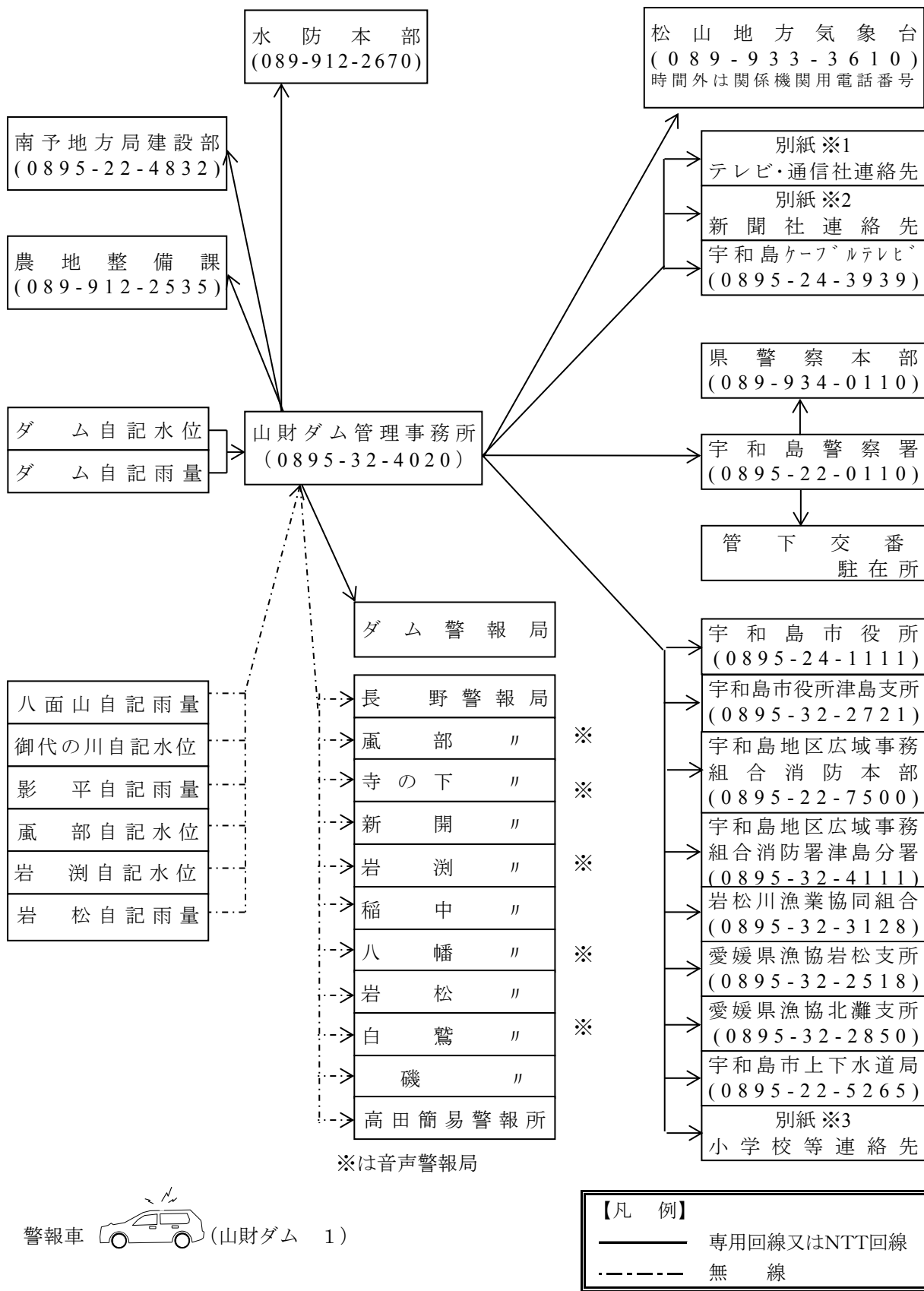
須賀川ダム水防伝達系統図（宇和島市）



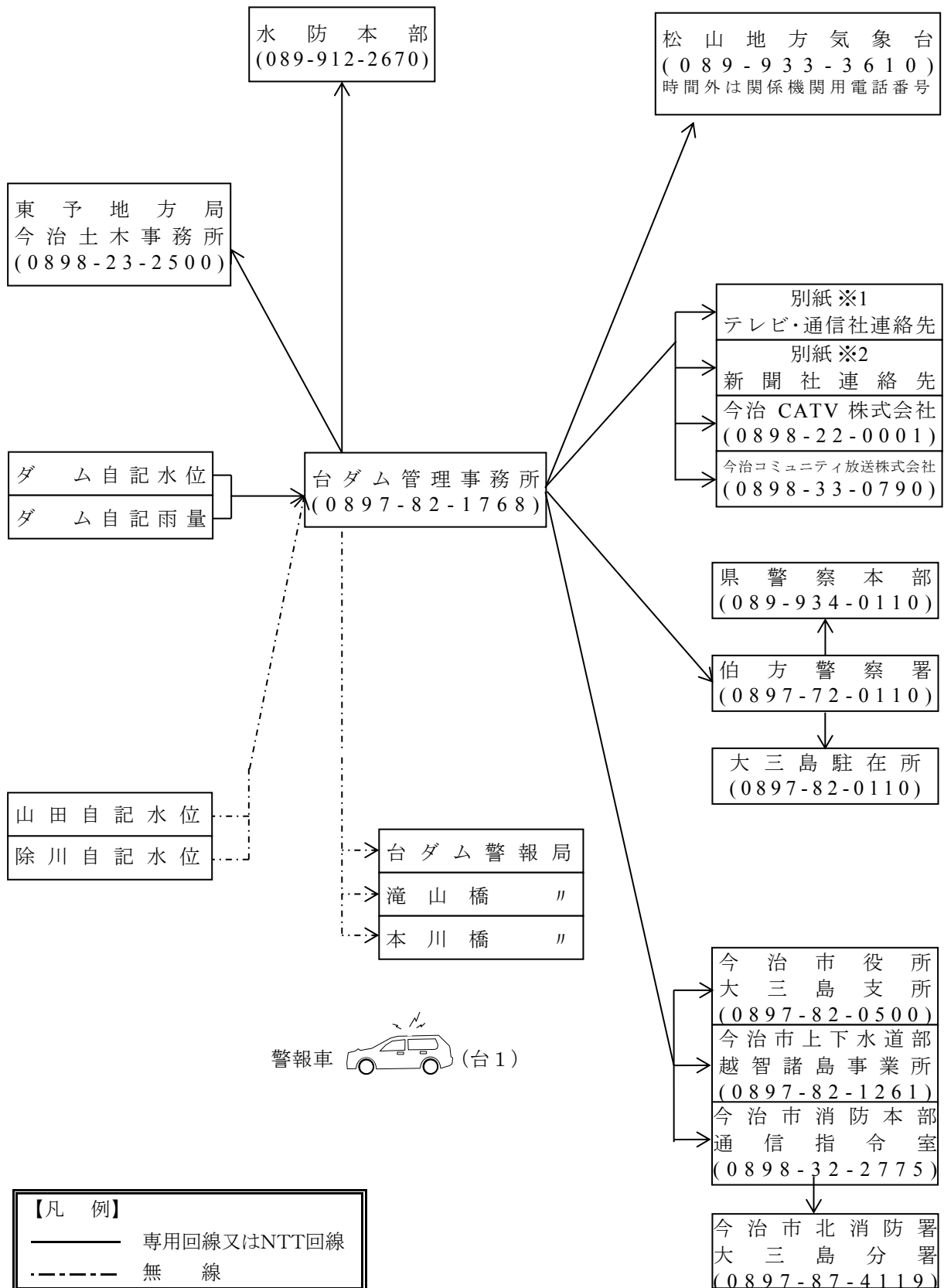
【凡 例】

—— 専用回線又はNTT回線
 - - - - 無 線

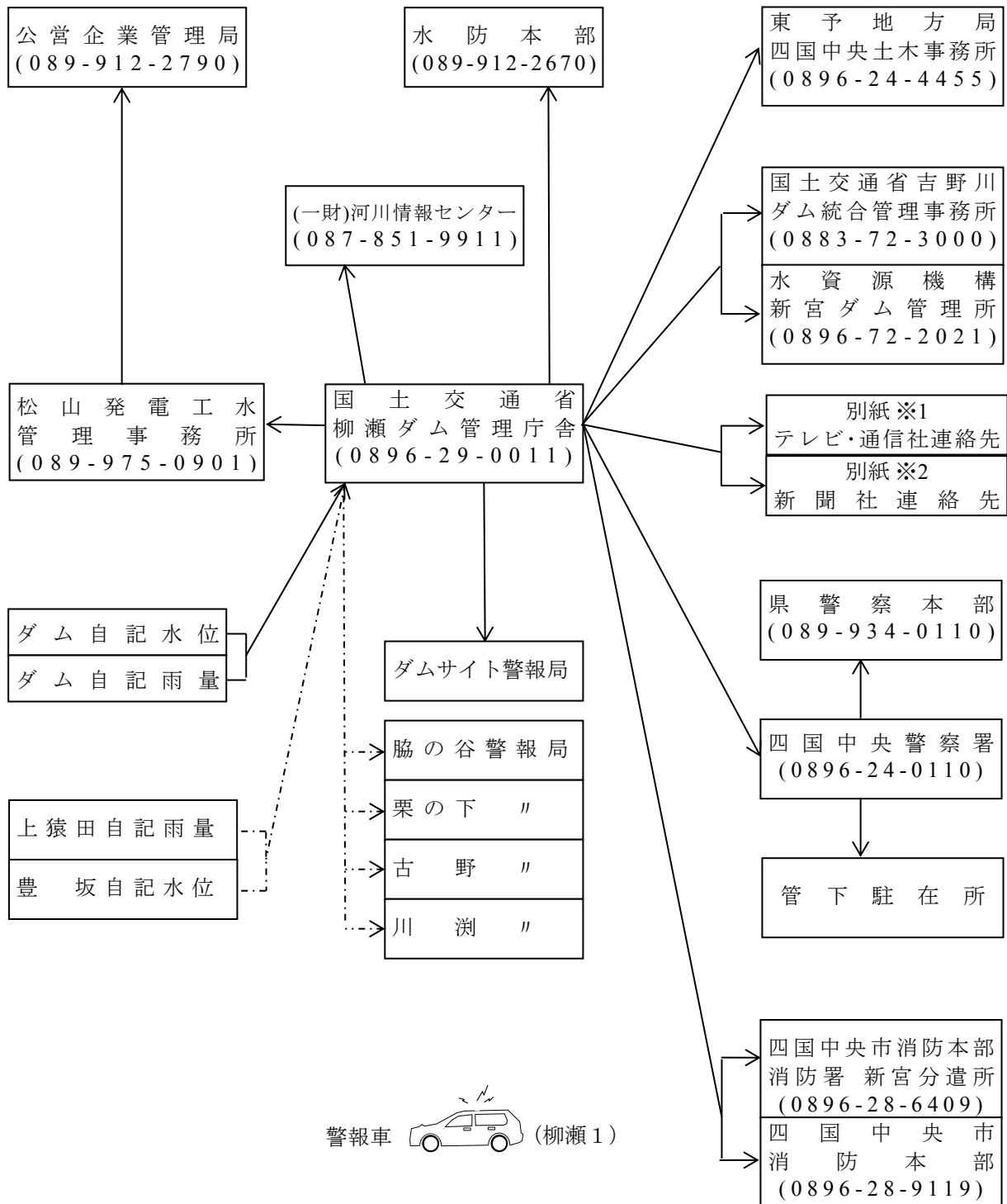
山財ダム水防伝達系統図（宇和島市）



台ダム水防伝達系統図（今治市）



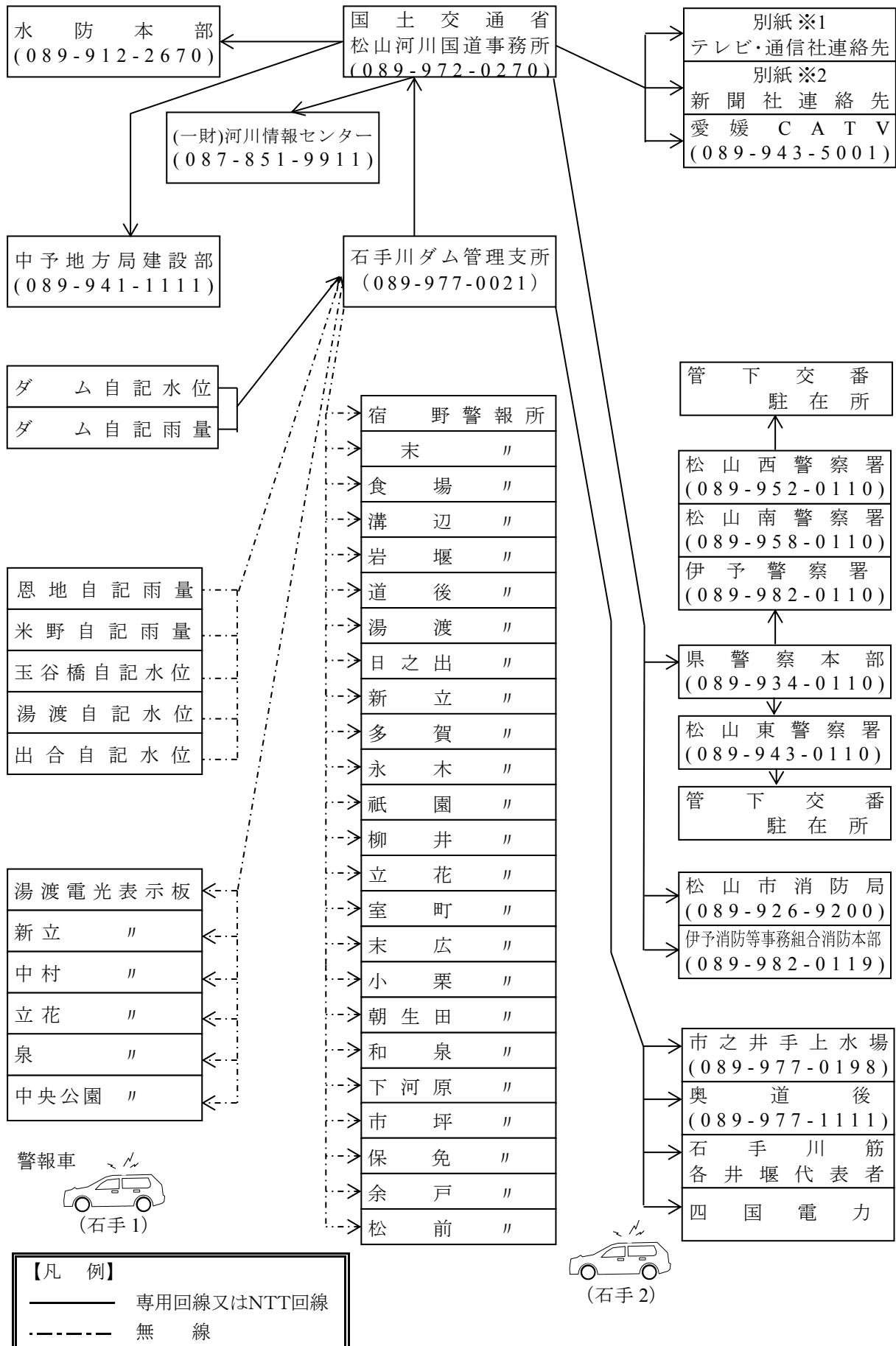
柳瀬ダム水防伝達系統図（四国中央市）



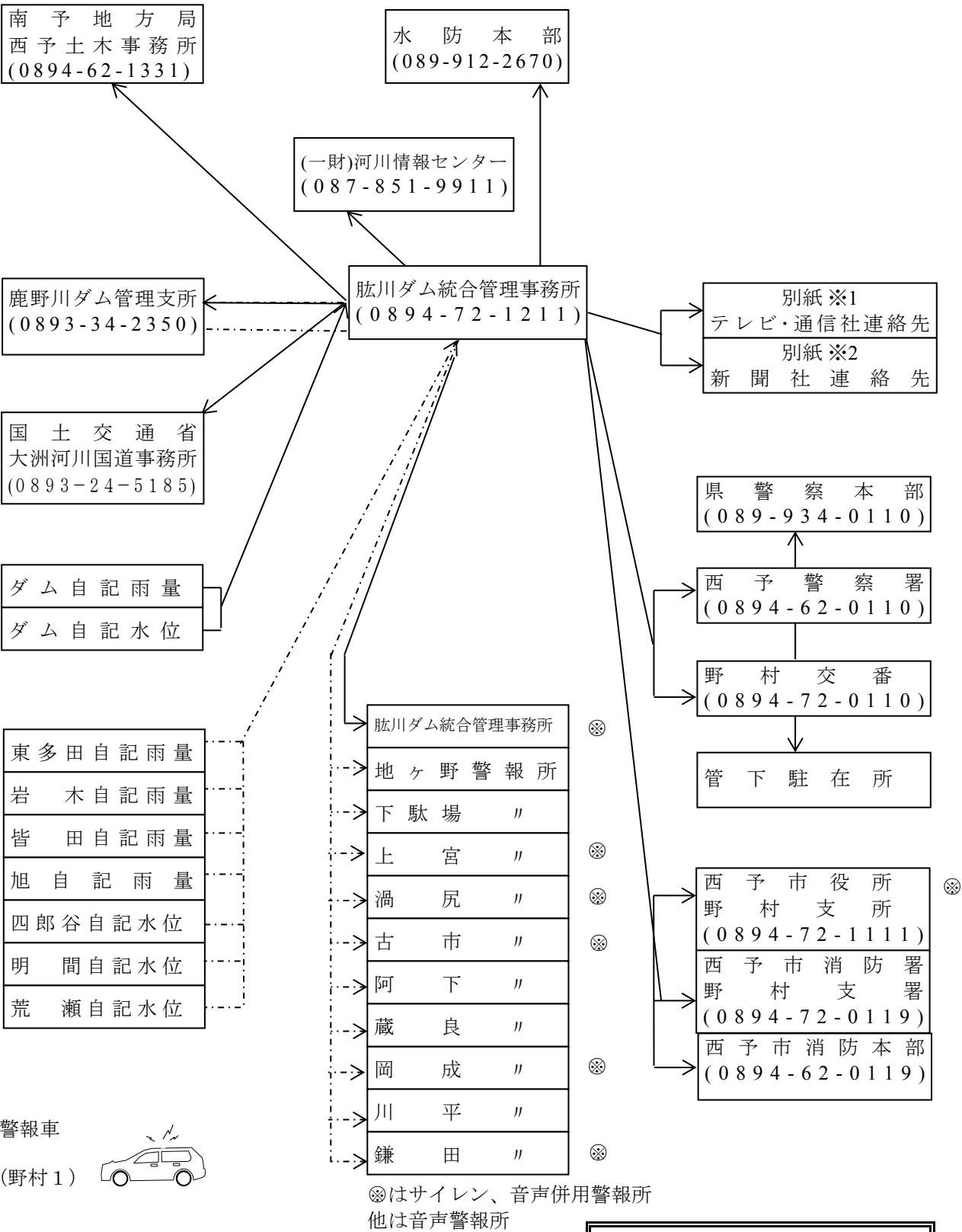
【凡 例】

- 専用回線又はNTT回線
- 無 線

石手川ダム水防伝達系統図（松山市）



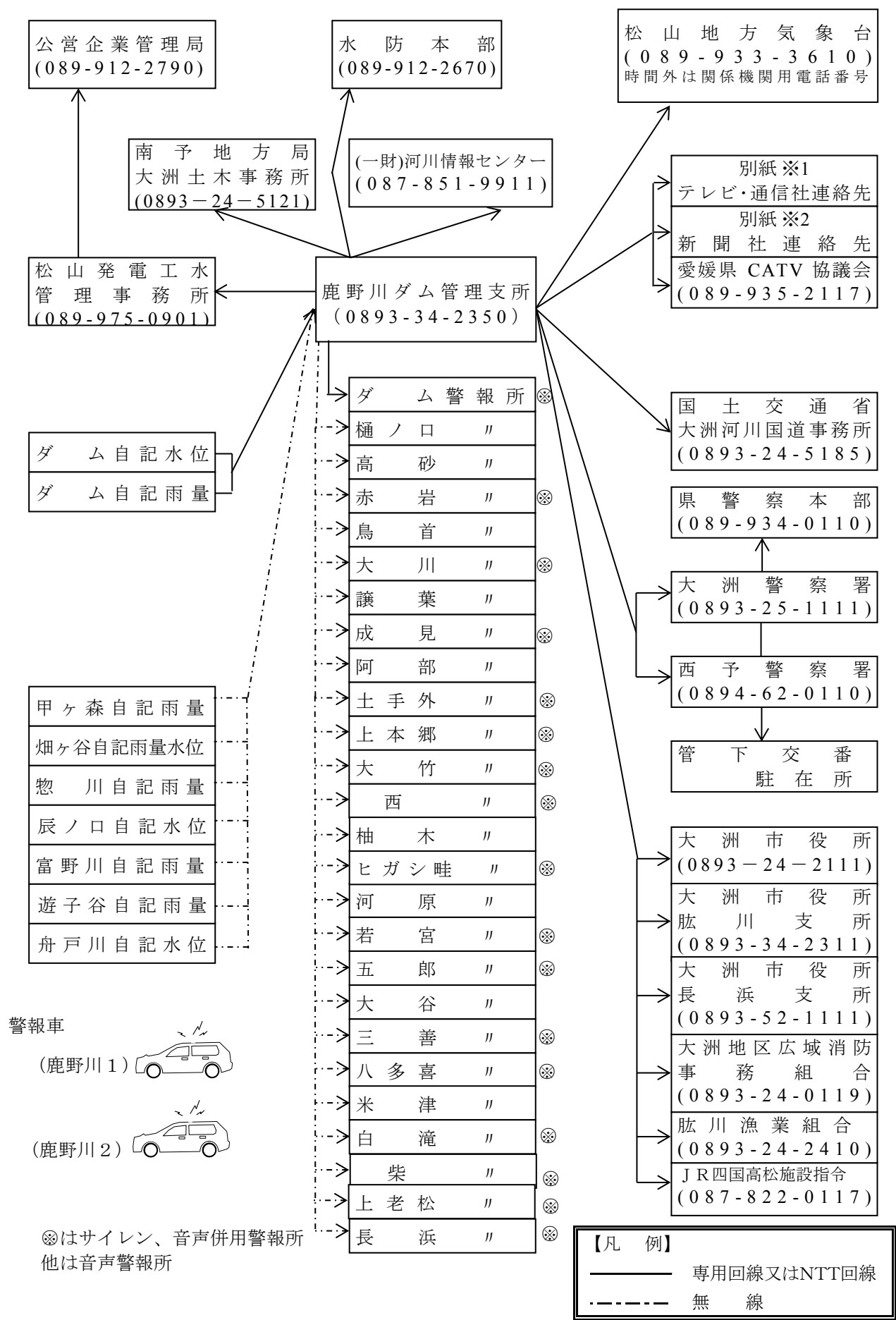
野村ダム水防伝達系統図(西予市)



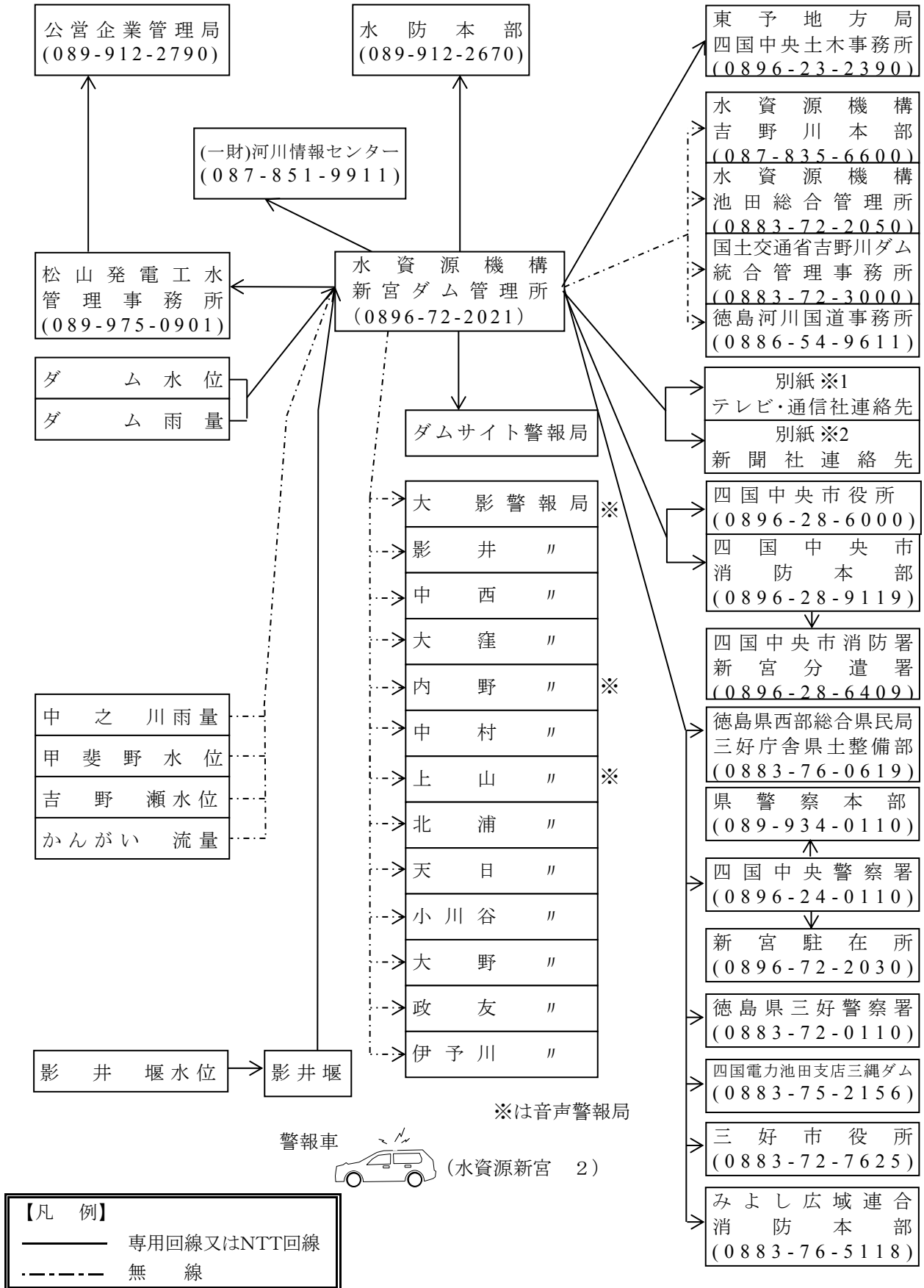
【凡例】

- 専用回線又はNTT回線
- 無線

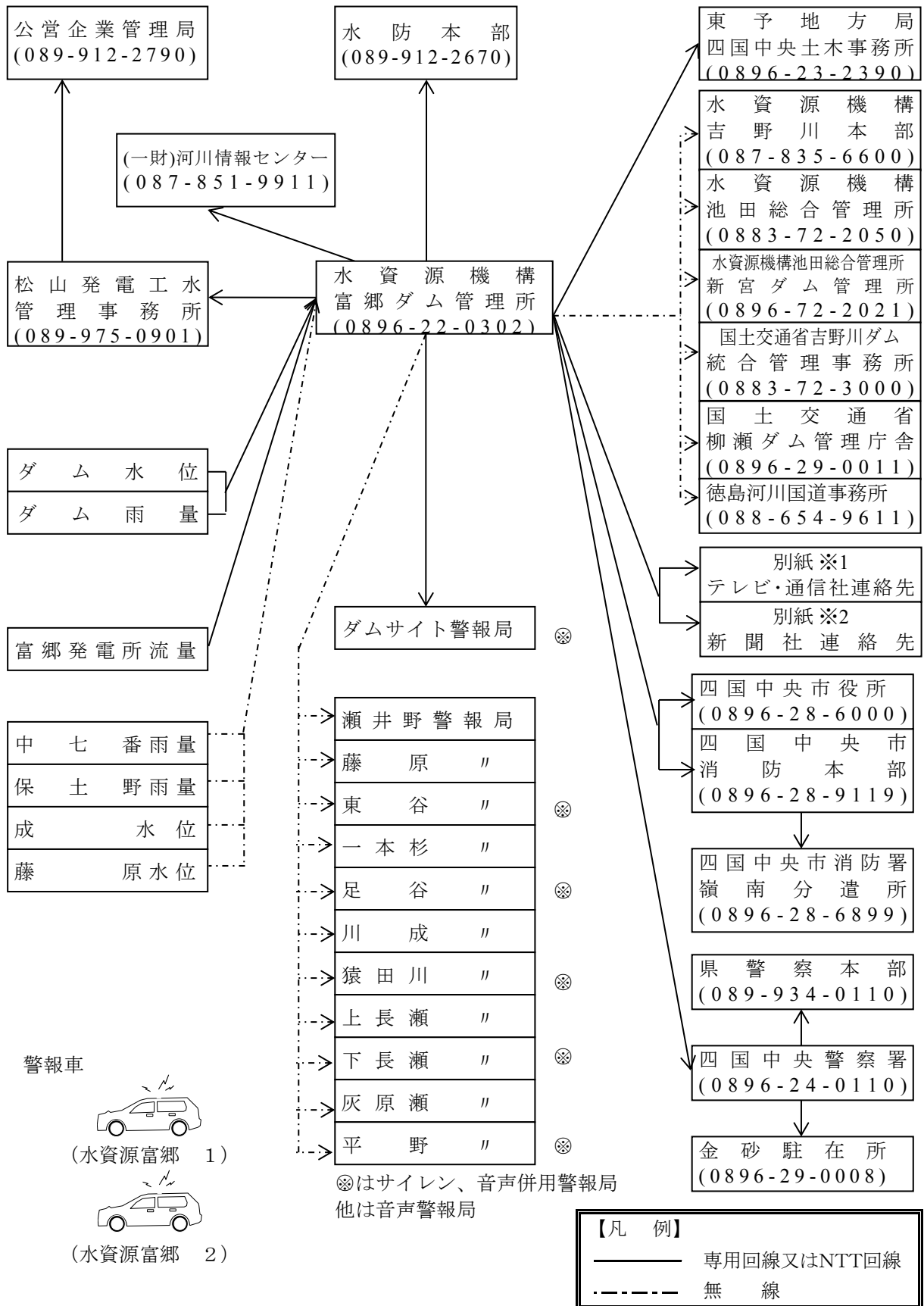
鹿野川ダム水防伝達系統図(大洲市)



新宮ダム水防伝達系統図(四国中央市)



富郷ダム水防伝達系統図(四国中央市)



(別紙)

※1 テレビ・通信社 連絡先

N H K 松 山 放 送 局 (0 8 9 - 9 2 1 - 1 1 1 7)
あ い テ レ ビ (0 8 9 - 9 2 1 - 2 1 9 3)
南 海 放 送 (0 8 9 - 9 1 5 - 3 8 0 5)
テ レ ビ 愛 媛 (0 8 9 - 9 4 3 - 1 1 7 1)
愛 媛 朝 日 テ レ ビ (0 8 9 - 9 4 6 - 2 8 4 4)
共 同 通 信 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 0 3 2 2)
時 事 通 信 社 (0 8 9 - 9 2 1 - 6 1 0 1)

※2 新聞社 連絡先

愛 媛 新 聞 社 (0 8 9 - 9 3 5 - 2 2 2 2)
毎 日 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 2 7 1 1)
朝 日 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 0 2 1 3)
読 売 新 聞 社 (0 8 9 - 9 3 3 - 4 3 0 0)
日 本 経 済 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 0 3 4 9)
日 刊 工 業 新 聞 社 (0 8 7 - 8 8 3 - 6 9 0 3)
産 経 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 6 6 8 0)

※3 <山財ダム>
小学校等連絡先
(開校中のみ)

岩 松 小 学 校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 5 0 8)
岩 松 認 定 こ ど も 園 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 1 0 2)
清 満 小 学 校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 0 2 8)
宇和島市立児童館こもりん (0 8 9 5 - 3 2 - 2 0 2 0)
津 島 中 学 校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 3 0 0)
宇和島東高等学校津島分校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 3 0 4)

第 14 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方

1 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発表に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防警報の内容や発表基準を定めるものとする。

(1) 近地津波と遠地津波への対応

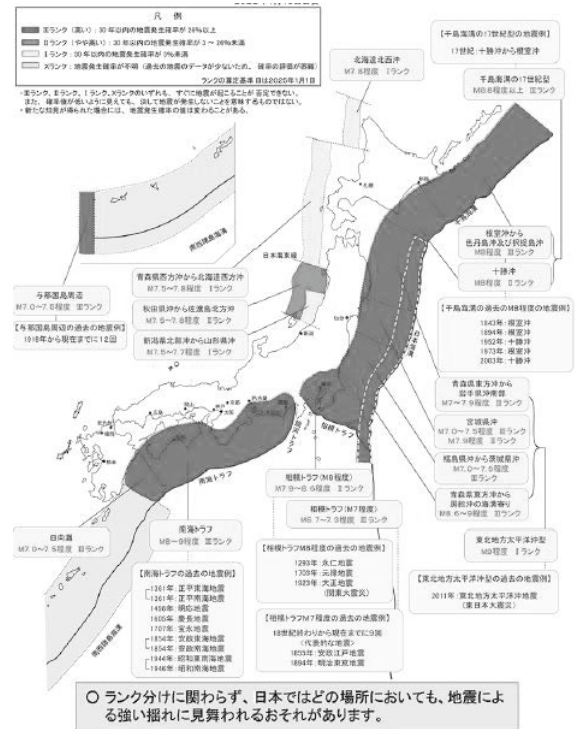
【近地津波】

‘近地津波’は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。

この点に留意し、気象庁の津波警報レベルや津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発表することが望ましい。

‘近地津波’の場合は、短時間で津波が襲来するケースが多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出動するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発表を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報の発表基準等を定めておく。



出典「主な地溝型地震の評価結果」地震調査研究推進本部
近地津波の要因となる主な海溝型地震

当該海岸への津波の到達

- 津波① = 近地津波
- 津波② = 到達時間がかかる日本近海の津波
- 津波③ = 遠地津波



地点の違いによる津波到達のイメージ

距離	震源	水防警報		情報収集	出動	
		発表	発表			
近い	東南海地震	×	×	×	×	到達時間極めて短い
		×	×	×	○	到達時間少し短い
	東北地方太平洋沖	○	△	○	△	到達時間時間長い
遠い	チリ地震	○	△	○	△	到達時間が十分長い

×発表しない △状況に応じて発表 ○発表

西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ

【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような‘遠地津波’の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり津波到達までの時間があり水防活動のための時間がある程度確保できる。

水防活動にあたっては、以下の項目等に留意する。

1. 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）
⇒ 対象の重点化
2. 水防団の活動（依頼された水門・陸閘等の操作）
⇒ 対象の重点化
3. 活動時間
⇒ 「活動可能時間」の有無
4. 情報伝達
⇒ 津波等情報の伝達、連絡体制の確保
5. 避難体制
⇒ 安全な場所までの避難経路、退避必要時間等の確認



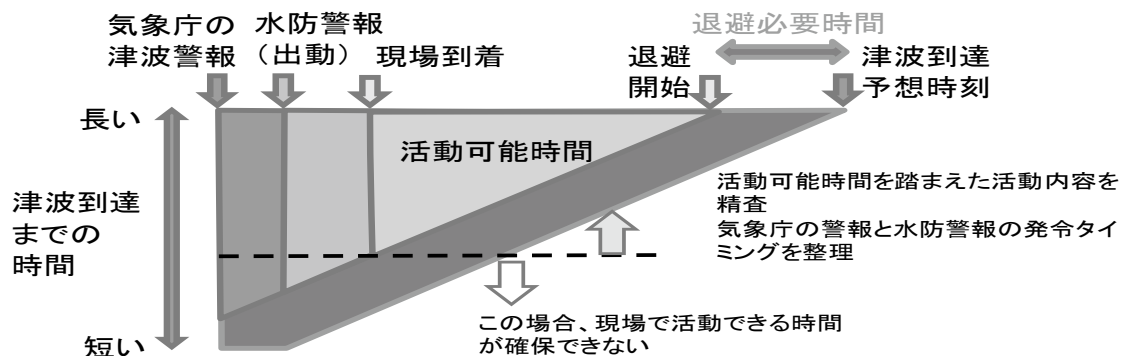
出典：日本被害津波総覧【第2版】（平成10年）／渡辺偉夫

遠地津波の要因となる主な地震

(2) 「活動可能時間」の考え方について

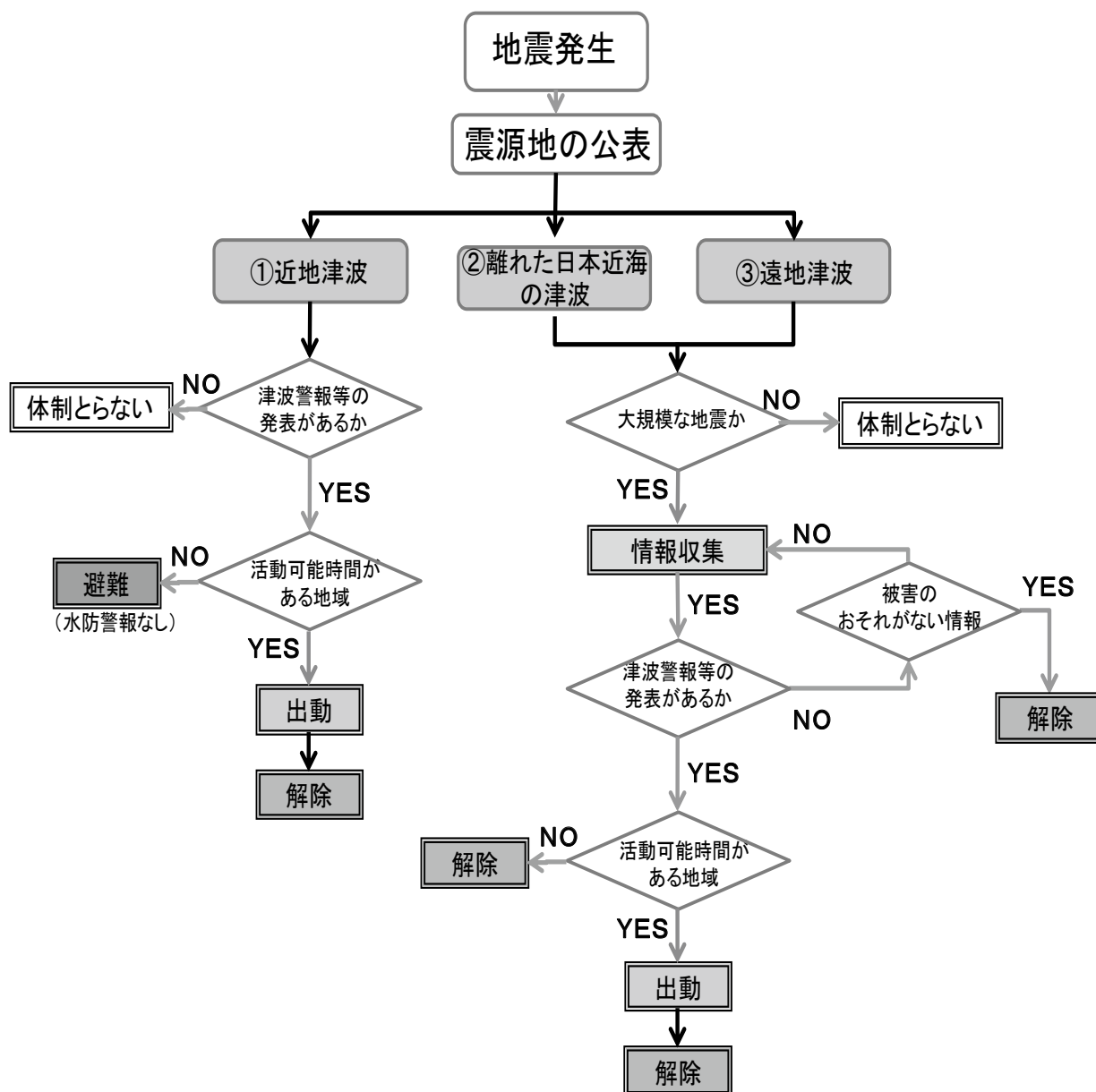
「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



活動可能時間のイメージ

2 水防警報の検討フロー



津波時の水防警報の発表基準について

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発表内容を定める。



日本近海の津波		遠地津波	
津波区分	① 震源地から「近い」	② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
	パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能	パターンD. 「活動可能時間」が十分確保可能
	日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分に短くても活動可能時間と短くなる場合	日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合	チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合。
水防警報	安全確保のため自らも避難 「水防警報」は発表しない	気象庁の情報等に基づき 水防警報「出動」の発表 (水防管理団体ですすでに「情報収集」を発令している場合が多い。)	
	※対象の地震について、あらかじめ水防警報の基準を決めておく 対象の地震を決めておく 「活動可能時間」なし 「活動可能時間」あり 1) 気象庁から津波注意報や警報が伝達されたとき 2) 水防活動の必要があると思われる場合		
考え方	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表されると、即座に自動的に水防警報「出動」の発表し、活動可能時間を少しでも増やす。	チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できずから水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報または警報が発表された場合に発表 ・発表のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表
留意事項	※各地区でのパターンに該当する地震について、あらかじめ定められている。 ※「活動可能時間」があるものの、時間が十分でないため、気象庁からの津波注意報または警報の発表が必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報または注意報が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。 a. 水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など） b. 水防団員の安全確認方法（連絡体制） c. 水防活動内容の精査・重点化 d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認		

第15 水 防 法

〔 昭和24年6月4日
法律第 193 号 〕

最終改正 令和5年5月31日 号外法律第37号

第1章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並

びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水 防 組 織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意が

あると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条

例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水 防 活 動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織

を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である

旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、

その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある

と認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、

第二十二條、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定の適用については、第十九條第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一條第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同條第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九條第二項及び第二十八條第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八條第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二條の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二條の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三條第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四條第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三條 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次條第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六條第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七條第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該

都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第7章 雑 則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰 則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 16 愛媛県水防協議会条例

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

第 4 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第 5 条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第 6 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第 7 条 協議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 8 条 協議会に、幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第 9 条 前各条に定めるものの外、協議会について必要な事項は、協議会の議決によりこれを定める。

第17 愛媛県水防協議会役員名簿

会 長	愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
委 員	県 議 会 建 設 委 員 長	松 下 行 吉
〃	防 災 安 全 統 括 部 長	松 田 交 志
〃	保 健 福 祉 部 長	岡 部 直
〃	土 木 部 長	橋 本 博 史
〃	国土交通省四国地方整備局河川部長	藤 本 幸 司
〃	中部方面特科連隊第4 特科大隊長	玉 井 慎太郎
〃	愛 媛 県 警 察 本 部 長	山 浦 親 一
〃	松 山 海 上 保 安 部 長	黒 川 亮
〃	松 山 地 方 気 象 台 長	高 見 佳 浩
〃	愛 媛 県 市 長 会 会 長	管 家 一 夫
〃	N H K 松 山 放 送 局 長	田 中 誠 一
〃	愛媛新聞社代表取締役社長	加 藤 令 史
〃	愛 媛 県 町 村 会 会 長	河 野 忠 康
〃	N T T 西 日 本 四 国 支 店 長	鈴 木 裕二郎
〃	四国旅客鉄道株式会社工務部長	谷 芳 彦
幹 事	土 木 部 土 木 管 理 局 長	加 藤 道 和
〃	河 川 港 湾 局 長	村 上 雅 彦
〃	道 路 都 市 局 長	篠 原 伸 明
〃	土 木 管 理 課 長	芝 田 耕 司
〃	土 木 管 理 課 技 術 企 画 室 長	八 木 裕 紀
〃	用 地 課 長	吉 川 和 志
〃	水 資 源 ・ ダ ム 政 策 監	清 水 一 博
〃	河 川 課 長	永 木 洋 平
〃	港 湾 海 岸 課 長	小 野 昌 浩
〃	砂 防 課 長	越 智 健 二
〃	道 路 建 設 課 長	東 山 健 二
〃	道 路 維 持 課 長	二 宮 祐 司
〃	高 速 道 路 推 進 監	和 氣 敬 祐
〃	都 市 計 画 課 長	白 石 克 志
〃	都 市 整 備 課 長	三 宅 祥 智
〃	建 築 住 宅 課 長	川 井 俊 明
〃	消 防 防 災 安 全 課 長	前 田 正 樹
〃	防 災 危 機 管 理 課 長	松 本 浩 茂
〃	農 地 整 備 課 長	白 坂 浩 二
〃	漁 港 課 長	山 内 武 志
〃	保 健 福 祉 課 長	武 田 留 美
書 記	河 川 課 主 幹	山 本 裕 之
〃	〃	板 橋 弘 和

第18 関係機関電話番号一覧表

名 称	電 話 番 号	所 在 地
愛 媛 県 庁 水防本部(土木部河川課)	089-941-2111 089-912-2672	松山市一番町4丁目4-2

地方局建設部、土木事務所関係

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東 予 地 方 局 四 国 中 央 土 木 事 務 所	0896-24-4455	四国中央市三島宮川4丁目6-55
東 予 地 方 局 建 設 部	0897-56-1300	西条市喜多川796-1
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	0898-23-2500	今治市旭町1丁目4-9
中 予 地 方 局 建 設 部	089-941-1111 089-909-8770	松山市北持田町132
中 予 地 方 局 久 万 高 原 土 木 事 務 所	0892-21-1210	上浮穴郡久万高原町久万190-1
南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	0893-24-5121 0893-24-5123	大洲市田口甲425番地1
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	0894-22-1550 0894-22-4111	八幡浜市北浜1丁目3番37号
南 予 地 方 局 西 予 土 木 事 務 所	0894-62-1331 0894-62-1332 0894-62-1333	西予市宇和町卯之町5丁目175番地3
南 予 地 方 局 建 設 部	0895-22-4832 0895-22-5211	宇和島市天神町7-1
南 予 地 方 局 愛 南 土 木 事 務 所	0895-72-1145	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
東 予 地 方 局 鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	0897-41-6438	新居浜市立川町645-3
東 予 地 方 局 黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	0897-56-3131	西条市黒瀬乙158-6
東 予 地 方 局 玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	0898-55-2200	今治市玉川町龍岡下丁1-17
東 予 地 方 局 台 ダ ム 管 理 事 務 所	0897-82-1768	今治市大三島町宮浦6367
南 予 地 方 局 須 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	0895-22-8635	宇和島市柿原乙234番地の1
南 予 地 方 局 山 財 ダ ム 管 理 事 務 所	0895-32-4020	宇和島市津島町山財4250

警 察 関 係

名 称	電 話 番 号	所 在 地
愛 媛 県 警 察 本 部	089-934-0110	松山市南堀端町2番地2
四 国 中 央 警 察 署	0896-24-0110	四国中央市三島中央5丁目4番20号
三 島 交 番	0896-24-1906	〃 三島中央1丁目14番14号
川 之 江 〃	0896-56-2059	〃 川之江町912番地3
金 砂 駐 在 所	0896-29-0008	〃 金砂町平野山乙499番地6
豊 岡 〃	0896-25-2302	〃 豊岡町豊田42番地1
土 居 〃	0896-74-2004	〃 土居町土居1154番地1
小 林 〃	0896-74-6799	〃 土居町小林841番地6
津 根 〃	0896-74-6618	〃 土居町津根143番地4
天 満 〃	0896-74-6790	〃 土居町蕪崎638番地4
新 宮 〃	0896-72-2030	〃 新宮町新宮446番地
別 子 山 〃	0897-64-2023	新居浜市別子山甲474番地
川 滝 〃	0896-56-5684	四国中央市川滝町下山1882番地1
新 居 浜 警 察 署	0897-35-0110	新居浜市久保田町3丁目9番8号
中 央 交 番	0897-37-3427	〃 徳常町3番22号
前 田 〃	0897-34-0199	〃 前田町4番13号
駅 前 〃	0897-37-3272	〃 坂井町2丁目4番61号
高 津 〃	0897-34-6367	〃 高津町12番28号
角 野 〃	0897-41-6019	〃 土橋1丁目7番23号
多 喜 浜 駐 在 所	0897-46-0235	〃 多喜浜5丁目5番68号
郷 〃	0897-46-0236	〃 神郷1丁目2番1号
山 根 〃	0897-41-0413	〃 西連寺町2丁目6番25号
船 木 〃	0897-43-2094	〃 船木4341番地2
大 生 院 〃	0897-41-0414	〃 大生院1022番地1
西 条 警 察 署	0897-56-0110	西条市新田133番地1
駅 前 交 番	0897-56-7889	〃 大町796番地2
三 本 松 〃	0897-55-5003	〃 神拝甲511番地130
玉 津 駐 在 所	0897-55-7768	〃 下島山甲451番地2
飯 岡 〃	0897-55-7767	〃 飯岡2131番地4
神 戸 〃	0897-55-7765	〃 洲之内甲184番地5
氷 見 〃	0897-57-9451	〃 氷見乙799番地

名 称	電 話 番 号	所 在 地
西 条 西 警 察 署	0898-64-0110	西条市周布349番地1
駅 前 交 番	0898-65-5589	〃 三津屋南12番25号
田 野 駐 在 所	0898-68-4359	〃 丹原町北田野1567番地1
丹 原 〃	0898-68-7019	〃 〃 今井246番地2
小 松 〃	0898-72-2809	〃 小松町新屋敷甲525番地3
大 頭 〃	0898-72-3959	〃 〃 大頭甲91番地2
中 川 〃	0898-73-2603	〃 丹原町石経53番地1
吉 井 〃	0898-64-4906	〃 石田100番地3
新 町 〃	0898-66-4716	〃 新町278番地1
三 芳 〃	0898-66-1942	〃 三芳337番地16
河 原 津 〃	0898-66-2551	〃 河原津甲459番地1
今 治 警 察 署	0898-34-0110	今治市旭町1丁目4番地2
水 上 交 番	0898-23-3277	〃 片原町1丁目100番1
駅 前 〃	0898-32-7288	〃 北宝来町3丁目甲820番地3
旭 町 〃	0898-32-3954	〃 旭町5丁目4番地9
日 高 〃	0898-31-8301	〃 小泉4丁目1番25号
近 見 駐 在 所	0898-22-6717	〃 湊町1丁目1番40号
乃 万 〃	0898-22-6716	〃 延喜甲338番地5
清 水 〃	0898-31-8300	〃 中寺550番地2
富 田 〃	0898-48-8456	〃 上徳乙322番地6
唐 子 台 〃	0898-47-0866	〃 唐子台東2丁目6番地2
朝 倉 〃	0898-56-2110	〃 朝倉下甲279番地1
桜 井 〃	0898-48-0110	〃 長沢甲1187番地4
波 止 浜 〃	0898-41-9046	〃 波止浜2丁目3番1号
玉 川 〃	0898-55-2110	〃 玉川町長谷甲217番地3
波 方 〃	0898-41-6777	〃 波方町波方甲2009番地1
大 西 〃	0898-53-2110	〃 大西町宮脇甲1383番地1
菊 間 〃	0898-54-2002	〃 菊間町浜1101番地
関 前 〃	0897-88-2110	〃 関前岡村甲697番地18
伯 方 警 察 署	0897-72-0110	〃 伯方町木浦甲4639番地1
北 浦 駐 在 所	0897-73-1030	〃 伯方町北浦甲2170番地2
八 幡 〃	0897-84-2909	〃 吉海町八幡226番地3

名 称	電 話 番 号	所 在 地
宮 窪 駐 在 所	0897-86-2045	今治市宮窪町宮窪4222番地2
井 口 ”	0897-87-2110	” 上浦町井口6691番地17
大 三 島 ”	0897-82-0110	” 大三島町宮浦5444番地
宗 方 ”	0897-83-0001	” 大三島町宗方3503番地1
瀬 戸 崎 ”	0897-87-2150	” 上浦町瀬戸3969番地1
下 田 水 ”	0897-84-3629	” 吉海町名4694番地3
弓 削 ”	0897-77-2110	越智郡上島町弓削下弓削69番地1
生 名 ”	0897-76-2110	” ” 生名2121番地
岩 城 ”	0897-75-2110	” ” 岩城1533番地
魚 島 ”	0897-78-0110	” ” 魚島1番耕地1366番地
松 山 西 警 察 署	089-952-0110	松山市須賀町5番36号
み つ 交 番	089-951-2419	” 祓川2丁目5番10号
高 浜 ”	089-951-1970	” 高浜町5丁目2258番地1
吉 田 浜 ”	089-973-1063	” 南吉田町1691番地3
味 生 ”	089-952-6907	” 北斎院町711番地2
久 枝 ”	089-925-9227	” 安城寺町85番地2
北 条 ”	089-992-0790	” 土手内127番地1
和 気 駐 在 所	089-979-3918	” 和気町1丁目37番地5
堀 江 ”	089-978-0350	” 堀江町甲1640番地10
興 居 島 ”	089-961-2110	” 由良町865番地2
中 島 ”	089-997-0001	” 中島大浦1626番地1
栗 井 ”	089-994-1359	” 栗井河原324番地1
垣 生 ”	089-971-8408	” 西垣生町1225番地2
松山空港警備派出所	089-971-8409	” 南吉田町2731番地
松 山 東 警 察 署	089-943-0110	” 勝山町2丁目13番地2
一 番 町 交 番	089-931-5413	” 1番町2丁目6番地10
大 街 道 ”	089-931-3614	” 大街道1丁目1番地7
市 駅 前 ”	089-931-3818	” 末広町19番地5
松山駅前 ”	089-931-4585	” 宮田町12番地(仮設)
城 北 ”	089-922-6529	” 木屋町2丁目7番地18
道 後 ”	089-931-2605	” 道後町1丁目9番10号
素 鷲 ”	089-943-8435	” 小坂町1丁目2番30号

名 称	電 話 番 号	所 在 地
御 幸 交 番	089-922-6547	〃 御幸2丁目4番26号
余 戸 〃	089-971-8407	〃 余戸東2丁目13番29号
潮 見 駐 在 所	089-979-3919	〃 谷町甲173番地7
伊 台 〃	089-977-3917	〃 下伊台町乙74番104
湯 山 〃	089-977-3776	〃 末町甲222番地3
松 山 南 警 察 署	089-958-0110	〃 北土居3丁目6番17号
石 井 交 番	089-956-8182	〃 居相4丁目22番21号
朝 生 田 〃	089-934-0500	〃 朝生田町6丁目3番33号
久 米 〃	089-975-6885	〃 南久米町625番地
小 野 〃	089-975-0894	〃 北梅本町639番地2
浮 穴 駐 在 所	089-956-0110	〃 森松町653番地5
久 谷 〃	089-963-1031	〃 東方町甲927番地1
重 信 交 番	089-964-2231	東温市田窪249番地1
川 内 〃	089-966-2026	〃 南方616番地1
砥 部 〃	089-962-2135	伊予郡砥部町千足177番地1
広 田 駐 在 所	089-969-2200	〃 〃 総津691番地
久 万 高 原 警 察 署	0892-21-0110	上浮穴郡久万高原町久万542番地4
川 瀬 駐 在 所	0892-41-0520	〃 〃 下畑野川甲369番地1
父 二 峰 〃	0892-21-1634	〃 〃 露峰甲558番地5
柳 谷 〃	0892-54-2001	〃 〃 柳井川797番地1
仕 七 川 〃	0892-57-0101	〃 〃 七鳥2600番地1
御 三 戸 〃	0892-56-0150	〃 〃 上黒岩33番地
渋 草 〃	0892-58-2225	〃 〃 渋草2308番地2
伊 予 警 察 署	089-982-0110	伊予市下吾川960番地
駅 前 交 番	089-982-3695	〃 米湊834番地15
上 野 駐 在 所	089-983-1090	伊予市上三谷甲1873番地4
中 村 〃	089-983-1091	〃 中村甲6番地1
大 平 〃	089-983-3478	〃 大平甲1062番地3
中 山 〃	089-967-1100	〃 中山町中山丑510番地2
双 海 〃	089-986-0311	〃 双海町上灘甲5718番地1
松 前 交 番	089-984-1010	伊予郡松前町大字筒井636番地3
北 伊 予 駐 在 所	089-984-6059	〃 〃 大字出作241番地1

名 称	電 話 番 号	所 在 地
大 洲 警 察 署	0893-25-1111	大洲市東大洲1686番地1
中 央 交 番	0893-24-3498	〃 大洲636番地1
長 浜 〃	0893-52-1015	〃 長浜甲1030番地113
大 和 駐 在 所	0893-52-2706	〃 長浜町下須戒甲1738番地1
八 多 喜 〃	0893-26-0101	〃 八多喜町甲64番地2
新 谷 〃	0893-25-0710	〃 新谷乙1403番地5
平 野 〃	0893-24-2411	〃 西大洲甲5番地14
菅 田 〃	0893-25-4000	〃 菅田町菅田甲1972番地4
森 山 〃	0893-27-0300	〃 森山甲1104番地5
肱 川 〃	0893-34-2201	〃 肱川町山鳥坂343番地1
河 辺 〃	0893-39-2110	〃 河辺町三嶋125番地1
内 子 交 番	0893-43-0110	喜多郡内子町内子1432番地
平 岡 駐 在 所	0893-43-1357	〃 〃 平岡甲115番地1
城 廻 〃	0893-43-1000	〃 〃 五百木177番地5
大 瀬 〃	0893-47-0201	〃 〃 大瀬中央4475番地
立 山 〃	0893-45-0101	〃 〃 立山5398番地
小 田 〃	0892-52-2027	〃 〃 小田364番地1
田 渡 〃	089-969-2300	〃 〃 上田渡811番地
八 幡 浜 警 察 署	0894-22-0110	八幡浜市広瀬2丁目1番5号
み な と 交 番	0894-22-0160	〃 沖新田1581番地21
保 内 〃	0894-36-0139	〃 保内町宮内1番耕地264番地1
双 岩 駐 在 所	0894-22-4344	〃 若山3番耕地596番地1
真 穴 〃	0894-28-0328	〃 穴井1番耕地11番地9
千 丈 〃	0894-24-6560	〃 郷3番耕地160番地1
磯 津 〃	0894-35-0029	〃 保内町磯崎1238番地1
伊 方 〃	0894-38-1194	西宇和郡伊方町湊浦854番地4
町 見 〃	0894-39-0123	〃 〃 九町1番耕地1803番地1
瀬 戸 〃	0894-52-0310	〃 〃 三机乙2810番地3
三 崎 〃	0894-54-0007	〃 〃 三崎1700番19
西 予 警 察 署	0894-62-0110	西予市宇和町卯之町4丁目659番地
高 山 駐 在 所	0894-64-0863	〃 明浜町高山甲3420番地
俵 津 〃	0894-65-0200	〃 〃 俵津2番耕地907番地1

名 称	電 話 番 号	所 在 地
皆 田 駐 在 所	0894-62-4726	〃 〃 皆田557番地
上 松 葉 〃	0894-62-2343	〃 〃 上松葉198番地3
三 瓶 〃	0894-33-0110	〃 三瓶町安土530番地6
三 島 〃	0894-34-0123	〃 〃 蔵貫浦140番地7
野 村 交 番	0894-72-0110	〃 野村町野村12号617番地1
溪 筋 駐 在 所	0894-75-0040	〃 〃 鳥鹿野740番地
坂 石 〃	0894-77-0015	〃 〃 予子林816番地2
惣 川 〃	0894-76-0036	〃 〃 惣川251番地
城 川 西 〃	0894-82-0055	〃 城川町下相1050番地
城 川 東 〃	0894-83-1020	〃 〃 高野子61番地3
宇 和 島 警 察 署	0895-22-0110	宇和島市並松2丁目1番30号
駅 前 交 番	0895-25-0250	〃 錦町9番1号
城 南 〃	0895-25-0253	〃 文京町3番3号
来 駐 在 所	0895-27-1430	〃 保田甲786番地2
百 之 浦 〃	0895-24-2031	宇和島市百之浦1361番地
遊 子 〃	0895-62-0037	〃 遊子4407番地
日 振 島 〃	0895-65-0034	〃 日振島1740番地
三 浦 〃	0895-29-0015	〃 三浦西新76番地7
津 島 〃	0895-32-2233	〃 津島町岩松甲582番地2
清 満 〃	0895-32-4930	〃 〃 岩渕丙533番地1
下 灘 〃	0895-35-0110	〃 〃 嵐237番地1
吉 田 交 番	0895-52-0422	〃 吉田町東小路甲91番地4
玉 津 駐 在 所	0895-52-1229	〃 〃 法花津1番耕地336番地5
三 間 〃	0895-58-2057	〃 三間町宮野下40番地1
鬼 北 交 番	0895-45-1144	北宇和郡鬼北町大字芝225番地1
泉 駐 在 所	0895-47-0450	〃 〃 大字小倉220番地
三 島 〃	0895-48-0129	北宇和郡鬼北町 大字小松1395番地
日 吉 〃	0895-44-2110	〃 〃 大字下鍵山129番地
松 野 〃	0895-42-0042	〃 松野町大字松丸72番地第3
吉 野 〃	0895-42-0343	〃 〃 大字吉野2695番地3
愛 南 警 察 署	0895-72-0110	南宇和郡愛南町御荘平城2982番2
深 浦 駐 在 所	0895-73-0369	〃 〃 深浦257番地第1

名 称	電 話 番 号	所 在 地
船 越 駐 在 所	0895-82-0110	〃 〃 船越1314番地
内 海 〃	0895-85-0110	〃 〃 柏374番地
一 本 松 〃	0895-84-2110	〃 〃 一本松3621番地3
城 辺 〃	0895-72-4948	〃 〃 城辺甲2393番地

消防関係

名 称	電話番号	所 在 地
愛 媛 県 消 防 協 会	089-921-8517	松山市築山町1番35号
四 国 中 央 市 消 防 本 部	0896-28-9119	四国中央市中曾根町500番地
新 居 浜 市 消 防 本 部	0897-34-0119	新居浜市一宮町1丁目5-1
西 条 市 消 防 本 部	0897-56-0250	西条市新田183番地1
今 治 市 消 防 本 部	0898-32-6666	今治市南宝来町2丁目1番地1
上 島 町 消 防 本 部	0897-77-3166	越智郡上島町弓削下弓削1037番地
松 山 市 消 防 局	089-926-9200	松山市本町6丁目6-1
東 温 市 消 防 本 部	089-964-5210	東温市横河原1376
久 万 高 原 町 消 防 本 部	0892-21-2411	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33番地
伊予消防等事務組合消防本部	089-982-0119	伊予市下吾川950-3
大洲地区広域消防事務組合消防本部	0893-24-0119	大洲市大洲1034-4
八幡浜地区施設事務組合消防本部	0894-22-0119	八幡浜市松柏丙796
西 予 市 消 防 本 部	0894-62-0119	西予市宇和町神領515番地
宇和島地区広域事務組合消防本部	0895-22-7500	宇和島市丸の内5丁目1-18
愛 南 町 消 防 本 部	0895-72-0119	南宇和郡愛南町蓮乗寺473

市町関係

名 称	電 話 番 号	所 在 地
四 国 中 央 市	0896-28-6000	四国中央市三島宮川4丁目6-55
新 居 浜 市	0897-33-5151	新居浜市一宮町1-5-1
西 条 市	0897-56-5151	西条市明屋敷164
今 治 市	0898-32-5200	今治市別宮町1丁目4-1
上 島 町	0897-77-2500	越智郡上島町弓削下弓削210
松 山 市	089-948-6688	松山市二番町4丁目7-2
東 温 市	089-964-2001	東温市見奈良530-1
久 万 高 原 町	0892-21-1111	上浮穴郡久万高原町久万212
伊 予 市	089-982-1111	伊予市米湊820
松 前 町	089-985-2111	伊予郡松前町筒井631
砥 部 町	089-962-2323	伊予郡砥部町宮内1392
大 洲 市	0893-24-2111	大洲市大洲690-1
内 子 町	0893-44-2111	喜多郡内子町平岡甲168番地

名 称	電 話 番 号	所 在 地
八 幡 浜 市	0894-22-3111	八幡浜市北浜1丁目1-1
伊 方 町	0894-38-0211	西宇和郡伊方町湊浦1993-1
西 予 市	0894-62-1111	西予市宇和町卯之町三丁目434-1
宇 和 島 市	0895-24-1111	宇和島市曙町1番地
松 野 町	0895-42-1111	北宇和郡松野町松丸343
鬼 北 町	0895-45-1111	北宇和郡鬼北町大字近永800-1
愛 南 町	0895-72-1211	南宇和郡愛南町城辺甲2420

国土交通省、水資源機構、自衛隊関係

名 称	電話番号	所 在 地
国土交通省松山河川国道事務所	089-972-0034	松山市土居田町797-2
国土交通省松山河川国道事務所 重 信 川 出 張 所	089-958-8215	松山市森松町454-47
国土交通省松山河川国道事務所 石 手 川 ダ ム 管 理 支 所	089-977-0021	松山市宿野町乙69-3
国土交通省大洲河川国道事務所	0893-24-5188	大洲市中村210
国土交通省大洲河川国道事務所 肱 川 出 張 所	0893-25-4649	大洲市新谷980-1
国土交通省吉野川ダム統合管理事務所 柳 瀬 ダ ム 管 理 庁 舎	0896-29-0011	四国中央市金砂町小川山乙1623-1
国土交通省肱川ダム統合管理事務所	0894-72-1211 FAX 72-2444	西予市野村町野村8-153-1
国土交通省肱川ダム統合管理事務所 鹿 野 川 ダ ム 管 理 支 所	0893-34-2350 FAX 34-3928	大洲市肱川町山鳥坂280
水資源機構池田総合管理所 新 宮 ダ ム 管 理 所	0896-72-2021 FAX 72-2628	四国中央市新宮町馬立1144
水資源機構池田総合管理所 富 郷 ダ ム 管 理 所	0896-22-0302 FAX 22-0305	四国中央市富郷町津根山353-6
松 山 地 方 気 象 台	089-933-3610 時間外は関係機関用電話番号	松山市北持田町102
国土交通省四国地方整備局 松 山 港 湾 ・ 空 港 事 務 所	089-951-0161	松山市海岸通2426-1
松 山 海 上 保 安 部	089-951-1197 FAX 951-7796	松山市海岸通2426-5
今 治 海 上 保 安 部	0898-32-4999 0898-22-0118	今治市片原町1-3-2
宇 和 島 海 上 保 安 部	0895-22-4999 0895-22-1256	宇和島市住吉町3丁目1番3号
新 居 浜 海 上 保 安 署	0897-33-4999 0897-32-0118	新居浜市西原町2-7-55
陸 上 自 衛 隊 松 山 駐 屯 地	089-975-0911 (内線436)	松山市南梅本町乙115

報道機関

名 称	電話番号	所 在 地
N H K 松 山 放 送 局	089-921-1111 089-921-1117 FAX 921-1146	松山市堀之内5
南 海 放 送	089-915-3333 FAX 915-2371	松山市本町1丁目1-1
テ レ ビ 愛 媛	089-943-1111 089-933-1033 FAX 932-0951	松山市真砂町119
あ い テ レ ビ	089-921-2121 089-921-2198 FAX 921-5422	松山市竹原町1丁目5-25
愛 媛 朝 日 テ レ ビ	089-946-4600 089-946-2844 FAX 946-9615	松山市和泉北1丁目14-11
愛 媛 県 C A T V 協 議 会	089-935-2117 FAX 913-1161	松山市大手町1丁目12-1
愛 媛 新 聞 社	089-935-2111 FAX 946-0868	松山市大手町1丁目12-1
朝 日 新 聞 松 山 支 局	089-941-0155 FAX 941-0125	松山市三番町4丁目9-7
毎 日 新 聞 松 山 支 局	089-941-2711 FAX 932-4568	松山市一番町3丁目3-6
産 経 新 聞 松 山 支 局	089-941-6680 FAX 921-0986	松山市一番町4丁目1-7
読 売 新 聞 松 山 支 局	089-933-4300 FAX 933-4302	松山市一番町4丁目1-6

NTT 、 JR等

名 称	電話番号	所 在 地
NTT フ ィ ー ル ド テ ク ノ 愛 媛 設 備 部	089-909-6033	松山市南江戸町1283-1
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	087-825-1642	高松市浜ノ町8番33号
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (施 設 指 令)	087-822-0117	高松市浜ノ町8番33号
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (松 山 保 線 区)	089-926-3051	松山市南江戸1丁目14-1
(一 財) 河 川 情 報 セ ン タ ー 高 松 セ ン タ ー	087-851-9911	高松市寿町2丁目3-11 高松丸田ビル9F
愛 媛 県 銅 山 川 発 電 所	0896-23-3519	四国中央市上柏町1290
愛 媛 県 肱 川 発 電 所	0893-34-2301	大洲市肱川町宇和川597

